

第 5 回基本計画変更（案）

平成 28 年 8 月 12 日（金）

平成 28 年 8 月 12 日 (金)
国土交通省関東地方整備局
河 川 部

記者発表資料

「ハッ場ダム建設に関する基本計画」の変更について

国土交通省関東地方整備局では、洪水被害の軽減や都市用水の確保等のために、ハッ場ダム建設事業を進めてきており、ダム本体のコンクリート打設を開始するまでに至っています。

今般、同事業について、特定多目的ダム法第4条の基本計画を変更することとし、本日、同条第4項の規定に基づき、関係都県知事及び関係利水者の意見をお聴きする手続を開始します。

- 事業費 : 約4,600億円 → 約5,320億円
- 工 期 : 平成31年度 (変更なし)

発 表 記 者 ク ラ ブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 関東地方整備局 TEL : 048-601-3151 (代表)

FAX : 048-600-1378

ふるいち ひでのり

河川部 広域水管理官

古 市 秀 徳 (内線 3516)

いしだ かずや

河川計画課 課長補佐

石 田 和 也 (内線 5863)

事業の進捗状況

(平成28年6月末時点)

補償基準他	H13.6 長野原町補償基準妥結	地権者との用地補償等に係る基準は全て妥結
	H16.11 吾妻町補償基準妥結	
	H17.9 代替地分譲基準妥結	
用地取得 (456ha) ※1	96%(439ha)	
家屋移転 (470世帯) ※2	99%(468世帯)	
代替地造成	5地区で整備中 (うち移転済 86世帯)	
付替鉄道 (10.4km)	100%(10.4km)	
付替国道、付替県道 (22.8km)	96%(21.8km) ※3	
ダム本体及び関連工事	仮排水トンネル (H21.7完成)	作業ヤード造成、骨材 プラントヤード造成、工 事用道路、仮締切等
	掘削 ※4	掘削 ※4
	コンクリート打設 ※4	コンクリート打設 ※4
		試験湛水



- ※1 長野原町、東吾妻町におけるハッ場ダム建設及び関連工事のために必要な用地の合計。
- ※2 長野原町、東吾妻町におけるハッ場ダム建設及び関連工事のために必要な移転家屋の合計。
- ※3 付替国道と付替県道の付替延長に対して、供用（暫定供用含む）を開始している延長の割合を示す。（工事契約ベースでは99.6%（22.7km）着手済）
- ※4 掘削、コンクリート打設等を行うダム本体工事を平成26年8月20日に契約締結。掘削は約9割完了、平成28年6月14日から本体コンクリート打設開始（減勢工部分）



撮影日：平成28年7月21日

本体工事(減勢工)



撮影日：平成28年6月30日

ダムサイト



撮影日：平成28年6月23日

本体工事(基礎掘削(左岸))



撮影日：平成28年6月20日

道の駅「ハッ場ふるさと館」
(林地区代替地地区内で平成25年4月営業開始)



撮影日：H28年6月20日

ハッ場大橋 (県道川原畑大戸線)
(平成26年10月供用開始)



撮影日：H28年6月23日

川原湯温泉駅 (JR吾妻線付替新線)
(平成26年10月運用開始)



撮影日：H28年6月22日

川原畑地区代替地
(平成19年6月分譲手続き開始、以降整備中)

ハッ場ダムの建設に関する基本計画（第5回変更）について

1. 基本計画変更の主な経緯

昭和42年4月 実施計画調査着手

昭和45年4月 建設事業着手

昭和61年7月10日 基本計画策定（事業費：約2,110億円（S60単価）、工期：H12年度）

平成13年9月27日 第1回変更（事業費：約2,110億円（S60単価）、工期：H22年度）

平成16年9月28日 第2回変更（事業費：約4,600億円（H15単価）、工期：H22年度）

平成20年9月12日 第3回変更（事業費：約4,600億円（H19単価）、工期：H27年度）

平成25年11月20日 第4回変更（事業費：約4,600億円（H22単価）、工期：H31年度）

2. この時期に変更に至った理由

事業が終盤を迎え、基礎掘削が概ね完了したことにより、事業の詳細な内容が概ね確定したことから、コストの精査を行いました。

コスト縮減の工夫をしてもなお、前回計画変更以降の状況変化により、基本計画に定める「建設に要する費用の概算額」（事業費）を変更する必要性が生じたため、今般、基本計画の変更を行うものです。

3. 変更内容

（1）建設に要する費用の概算額（事業費）

第4回変更以降における、工事の進展に伴って明らかとなった社会状況の変化等により、

現事業費 : 約4,600億円（H22単価）

新事業費（案） : 約5,320億円（H27単価）

と変更します。

なお、新事業費（案）は、約76億円の今後のコスト縮減を見込んだ上での額です。

（2）その他

工期については、「平成31年度までの予定」で変更ありません。

4. 事業費の主な増要因

(単位：億円)

増要因	増 額
1. 社会状況の変化に係る要因	91
1. 1 耐震化による変更	3
1. 2 関係機関との調整等による変更(埋蔵文化財対応など)	88
2. 地すべり等安全対策に係る要因	141
2. 1 地すべり等安全対策による変更	141
3. 現地状況の変化に係る要因	215
3. 1 地質条件の明確化等による変更	202
3. 2 用地取得難航等による変更	13
4. 自然災害に係る要因等	8
4. 1 洪水や大雪対応による変更	8
5. 社会経済的要因	266
5. 1 公共工事関連単価の変化等	233
5. 2 消費税率の変更	32
合 計	720

※合計については、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

5. コスト縮減の取り組み

新事業費(案)の増額720億円は、約76億円の今後のコスト縮減を見込んだ上での額です。

(単位：億円)

縮減内容	縮 減 額
1. 工事の設計・施工等の見直しに係る縮減	▲ 7
1. 1 本体工事のための工事用道路の幅員等見直しによる減	▲ 4
1. 2 他事業の建設発生土を盛土材料に有効活用することによる減	▲ 3
2. 管理計画等の見直しに係る縮減	▲ 22
2. 1 貯水池内伐採を選択伐採とし、伐採範囲を縮小したことによる減	▲ 12
2. 2 水没区間の旧鉄道施設のバラスト撤去費用の取り止めによる減	▲ 10
3. 調査・設計等の精度向上に係る縮減	▲ 47
3. 1 地質調査等の精度向上に伴う貯水池周辺における地すべり等の対策の減	▲ 47
合 計	▲ 76

現行	第 5 回変更（案）
ハッ場ダムの建設に関する基本計画 当初計画 〔建設省告示第 1284 号 昭和 6 1 年 7 月 1 0 日〕 第 1 回変更 〔国土交通省告示第 1475 号 平成 1 3 年 9 月 2 7 日〕 第 2 回変更 〔国土交通省告示第 1164 号 平成 1 6 年 9 月 2 8 日〕 第 3 回変更 〔国土交通省告示第 1121 号 平成 2 0 年 9 月 1 2 日〕 第 4 回変更 〔国土交通省告示第 1120 号 平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日〕	ハッ場ダムの建設に関する基本計画 当初計画 〔建設省告示第 1284 号 昭和 6 1 年 7 月 1 0 日〕 第 1 回変更 〔国土交通省告示第 1475 号 平成 1 3 年 9 月 2 7 日〕 第 2 回変更 〔国土交通省告示第 1164 号 平成 1 6 年 9 月 2 8 日〕 第 3 回変更 〔国土交通省告示第 1121 号 平成 2 0 年 9 月 1 2 日〕 第 4 回変更 〔国土交通省告示第 1120 号 平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日〕 第 5 回変更 〔<u>国土交通省告示第 号</u> <u>平成 年 月 日</u>〕
国 土 交 通 省	国 土 交 通 省

現行	第 5 回変更（案）
ハッ場ダムの建設に関する基本計画 1 建設の目的 (1) 洪水調節 ハッ場ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 3,000 立方メートルのうち、毎秒 2,800 立方メートルの洪水調節を行う。 (2) 流水の正常な機能の維持 吾妻川における流水の正常な機能の維持と増進を図る。 (3) 水道 群馬県に対し、別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保（以下「別途手当」という。）と合わせて、新たに1 日最大172,800 立方メートル、藤岡市に対し、新たに1 日最大21,600 立方メートル、埼玉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1 日最大857,100 立方メートル、東京都に対し、別途手当と合わせて、新たに1 日最大499,300 立方メートル、千葉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1 日最大126,100 立方メートル、北千葉広域水道企業団に対し、新たに1 日最大30,200 立方メートル、印旛郡市広域市町村圏事務組合に対し、新たに1 日最大46,700 立方メートル、茨城県に対し、新たに1 日最大94,200 立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。	ハッ場ダムの建設に関する基本計画 1 建設の目的 (1) 洪水調節 同左 (2) 流水の正常な機能の維持 同左 (3) 水道 同左

現行	第 5 回変更 (案)
(4) 工業用水道 群馬県に対し、別途手当てを合せて、新たに 1 日最大 30, 200 立方メートル、千葉県に対し、新たに 1 日最大 40, 600 立方メートルの工業用水の取水を可能ならしめる。 (5) 発電 ハッ場ダムの建設に伴って新設されるハッ場発電所において、最大出力 11,700 キロワットの発電を行う。 2 位置及び名称 (1) 位置 利根川水系吾妻川 右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山 左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字ハッ場 (2) 名称 ハッ場ダム 3 規模及び型式 (1) 規模 堤高 (基礎地盤から堤頂までをいう。) 116.0 メートル (2) 型式 重力式コンクリートダム	(4) 工業用水道 同左 (5) 発電 同左 2 位置及び名称 (1) 位置 同左 (2) 名称 同左 3 規模及び型式 (1) 規模 同左 (2) 型式 同左

現行	第 5 回 変 更（案）
4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配に関する事項 (1) 貯留量 イ 総貯留量 最高水位は、標高 583.0 メートルとし、総貯留量は、107,500,000 立方メートルとする。 ロ 有効貯留量 最低水位は、標高 536.3 メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの有効水深 46.7 メートルに対応する貯留量 90,000,000 立方メートルとする。 (2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配 イ 洪水調節 洪水期（毎年 7 月 1 日から 10 月 5 日までの間をいう。以下同じ。）においては、洪水調節を行う場合を除き、水位を標高 555.2 メートル以下に制限するものとする。 洪水調節は、洪水期において標高 583.0 メートルから標高 555.2 メートルまでの容量最大 65,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。なお、洪水調節は、非洪水期（毎年 10 月 6 日から翌年 6 月 30 日までの間をいう。以下同じ。）においても予備放流により行うことができるものとする。	4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配に関する事項 (1) 貯留量 イ 総貯留量 同左 ロ 有効貯留量 同左 (2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別分配 イ 洪水調節 同左

現行	第 5 回変更（案）
ロ 流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,313,000 立方メートルとし、それ以外の期間においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 4,022,000 立方メートルとする。	ロ 流水の正常な機能の維持 同左
ハ 水道 群馬県の水道用水として、渋川地点下流において、別途手当て合わせて通年取水を可能とするため、毎年 9 月 26 日から翌年 5 月 31 日までの間において新たに 1 日最大 172,800 立方メートルの取水を、藤岡市の水道用水として、渋川地点下流において、新たに 1 日最大 21,600 立方メートルの取水を、埼玉県の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに 1 日最大 57,900 立方メートル及びこのほか別途手当て合わせて通年取水を可能とするため、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において新たに 1 日最大 799,200 立方メートル、毎年 4 月 1 日から 4 月 10 日までの間において新たに 1 日最大 643,800 立方メートル、毎年 4 月 11 日から 4 月 15 日までの間において新たに 1 日最大 320,000 立方メートルの取水を、東	ハ 水道 同左

現行	第 5 回変更（案）
京都の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに 1 日最大 4 5 1 , 0 0 0 立方メートル及びこのほか別途手当て合わせて通年取水を可能とするため、毎年 1 0 月 1 日から翌年 4 月 1 5 日までの間において新たに 1 日最大 4 8 , 3 0 0 立方メートルの取水を、千葉県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに 1 日最大 8 5 , 5 0 0 立方メートル及びこのほか別途手当て合わせて通年取水を可能とするため、毎年 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において新たに 1 日最大 4 0 , 6 0 0 立方メートルの取水を、北千葉広域水道企業団の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに 1 日最大 3 0 , 2 0 0 立方メートルの取水を、印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水として、布川地点下流において、新たに 1 日最大 4 6 , 7 0 0 立方メートルの取水を、茨城県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに 1 日最大 9 4 , 2 0 0 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。 群馬県の水道用水のための貯留量は、別途手当て合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 5 5 5 . 2 メートルから標高 5 3 6 . 3 メートルまでの容量 2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 立方メートルのうち最大 2 6 5 , 0 0 0 立方メートル、非洪水期においては標高 5 8 3 . 0 メートルから標高 5 3 6 . 3 メートルまでの容量 9 0 , 0 0	同左

現行	第 5 回変更（案）
0,000 立方メートルのうち最大 7,004,000 立方メートルとする。 藤岡市の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 322,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 986,000 立方メートルとする。 埼玉県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,180,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 3,058,000 立方メートルとし、このほか別途手当て合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 6,533,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 30,935,000 立方メートルとする。	同左

現行	第 5 回変更（案）
東京都の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 9,191,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 23,824,000 立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 51,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 1,828,000 立方メートルとする。 千葉県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,743,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 4,518,000 立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 43,000 立方メートル	同左

現行	第 5 回変更（案）
ル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 1,417,000 立方メートルとする。 北千葉広域水道企業団の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 616,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 1,597,000 立方メートルとする。 印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 951,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 2,465,000 立方メートルとする。 茨城県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,919,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 4,975,000 立方メートルとする。	同左

現行	第 5 回変更（案）
トルとする。 ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。 ニ 工業用水道 群馬県の工業用水として、渋川地点下流において、別途手当て合わせて通年取水を可能とするため、毎年 9 月 26 日から翌年 5 月 31 日までの間において新たに 1 日最大 30,200 立方メートルの取水を、千葉県の上野用水として、栗橋地点下流において、新たに 1 日最大 19,900 立方メートルの取水を、布川地点下流において、新たに 1 日最大 20,700 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。 群馬県の工業用水のための貯留量は、別途手当て合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 46,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 1,226,000 立方メートルとする。 千葉県の工業用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの	同左 ニ 工業用水道 同左

現行	第 5 回変更（案）
容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 827,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000,000 立方メートルのうち最大 2,145,000 立方メートルとする。 ただし、工業用水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。 ホ 発電 ハッ場発電所の取水量は、毎秒 13.6 立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、洪水期においては標高 55.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルとする。 ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定する水道及びニに規定する工業用水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流による場合を除き行っはならない。	同左 ホ 発電 同左

現行	第 5 回変更（案）
5 ダム使用権の設定予定者 群馬県（水道） 藤岡市（水道） 埼玉県（水道） 東京都（水道） 千葉県（水道） 北千葉広域水道企業団（水道） 印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道） 茨城県（水道） 群馬県（工業用水道） 千葉県（工業用水道） 群馬県（発電）	5 ダム使用権の設定予定者 同左
6 建設に要する費用及びその負担に関する事項 （１）建設に要する費用の概算額 約 <u>4,600 億円</u> （２）建設に要する費用の負担者及び負担額 イ 河川法第 59 条、第 60 条第 1 項及び第 63 条の規定に基づき国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額 建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 546 を乗じて得た額とする。	6 建設に要する費用及びその負担に関する事項 （１）建設に要する費用の概算額 約 <u>5,320 億円</u> （２）建設に要する費用の負担者及び負担額 イ 同左

現行	第 5 回変更 (案)
ロ 特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定に基づく群馬県 (水道)、藤岡市 (水道)、埼玉県 (水道)、東京都 (水道)、千葉県 (水道)、北千葉広域水道企業団 (水道)、印旛郡市広域市町村圏事務組合 (水道)、茨城県 (水道)、群馬県 (工業用水道) 及び千葉県 (工業用水道) の負担額 群馬県 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 20 を乗じて得た額とする。 藤岡市 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 5 を乗じて得た額とする。 埼玉県 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 168 を乗じて得た額とする。 東京都 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 154 を乗じて得た額とする。 千葉県 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 33 を乗じて得た額とする。 北千葉広域水道企業団 (水道) の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 10 を乗じて得た額とする。	ロ 同左

現行	第 5 回変更（案）
印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額とする。 茨城県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 31 を乗じて得た額とする。 群馬県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 4 を乗じて得た額とする。 千葉県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 14 を乗じて得た額とする。 ハ 特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定に基づく群馬県（発電）の負担額 群馬県（発電）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 1 を乗じて得た額とする。	同左 ハ 同左 7 工 期 同左

7 工 期

昭和 42 年度から平成 31 年度までの予定

ハッポ場ダム建設事業 総事業費内訳(案)

項 目	工 程 内 容	工 程 種 別	現計画事業費 (第4回変更)				現計画事業費 (組み替え)				平成26年度まで				平成27年度以降				事業費(案)				変更要因				備考
			数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	
増額合計																											
1. 社会状況の 変化に係る要 因																											
2. 地すべり等 安全対策に係 る要因																											
3. 現地状況の 変化に係る要 因																											
4. 自然災害に 係る要因等																											
5. 社会経済的 要因																											
6. 土地利用 計画の変更等																											
7. 用地取得 に係る要因等																											
8. 事業等関係機関との調整による増減																											
9. 事業等関係機関との調整による増減																											
10. 事業等関係機関との調整による増減																											
11. 事業等関係機関との調整による増減																											
12. 事業等関係機関との調整による増減																											
13. 事業等関係機関との調整による増減																											
14. 事業等関係機関との調整による増減																											
15. 事業等関係機関との調整による増減																											
16. 事業等関係機関との調整による増減																											
17. 事業等関係機関との調整による増減																											
18. 事業等関係機関との調整による増減																											
19. 事業等関係機関との調整による増減																											
20. 事業等関係機関との調整による増減																											
21. 事業等関係機関との調整による増減																											
22. 事業等関係機関との調整による増減																											
23. 事業等関係機関との調整による増減																											
24. 事業等関係機関との調整による増減																											
25. 事業等関係機関との調整による増減																											
26. 事業等関係機関との調整による増減																											
27. 事業等関係機関との調整による増減																											
28. 事業等関係機関との調整による増減																											
29. 事業等関係機関との調整による増減																											
30. 事業等関係機関との調整による増減																											
31. 事業等関係機関との調整による増減																											
32. 事業等関係機関との調整による増減																											
33. 事業等関係機関との調整による増減																											
34. 事業等関係機関との調整による増減																											
35. 事業等関係機関との調整による増減																											
36. 事業等関係機関との調整による増減																											
37. 事業等関係機関との調整による増減																											
38. 事業等関係機関との調整による増減																											
39. 事業等関係機関との調整による増減																											
40. 事業等関係機関との調整による増減																											
41. 事業等関係機関との調整による増減																											
42. 事業等関係機関との調整による増減																											
43. 事業等関係機関との調整による増減																											
44. 事業等関係機関との調整による増減																											
45. 事業等関係機関との調整による増減																											
46. 事業等関係機関との調整による増減																											
47. 事業等関係機関との調整による増減																											
48. 事業等関係機関との調整による増減																											
49. 事業等関係機関との調整による増減																											
50. 事業等関係機関との調整による増減																											
51. 事業等関係機関との調整による増減																											
52. 事業等関係機関との調整による増減																											
53. 事業等関係機関との調整による増減																											
54. 事業等関係機関との調整による増減																											
55. 事業等関係機関との調整による増減																											
56. 事業等関係機関との調整による増減																											
57. 事業等関係機関との調整による増減																											
58. 事業等関係機関との調整による増減																											
59. 事業等関係機関との調整による増減																											
60. 事業等関係機関との調整による増減																											
61. 事業等関係機関との調整による増減																											
62. 事業等関係機関との調整による増減																											
63. 事業等関係機関との調整による増減																											
64. 事業等関係機関との調整による増減																											
65. 事業等関係機関との調整による増減																											
66. 事業等関係機関との調整による増減																											
67. 事業等関係機関との調整による増減																											
68. 事業等関係機関との調整による増減																											
69. 事業等関係機関との調整による増減																											
70. 事業等関係機関との調整による増減																											
71. 事業等関係機関との調整による増減																											
72. 事業等関係機関との調整による増減																											
73. 事業等関係機関との調整による増減																											
74. 事業等関係機関との調整による増減																											
75. 事業等関係機関との調整による増減																											
76. 事業等関係機関との調整による増減																											
77. 事業等関係機関との調整による増減																											
78. 事業等関係機関との調整による増減																											
79. 事業等関係機関との調整による増減																											
80. 事業等関係機関との調整による増減																											
81. 事業等関係機関との調整による増減																											
82. 事業等関係機関との調整による増減																											
83. 事業等関係機関との調整による増減																											
84. 事業等関係機関との調整による増減																											
85. 事業等関係機関との調整による増減																											
86. 事業等関係機関との調整による増減																											
87. 事業等関係機関との調整による増減																											
88. 事業等関係機関との調整による増減																											
89. 事業等関係機関との調整による増減																											
90. 事業等関係機関との調整による増減																											
91. 事業等関係機関との調整による増減																											
92. 事業等関係機関との調整による増減																											
93. 事業等関係機関との調整による増減																											
94. 事業等関係機関との調整による増減																											
95. 事業等関係機関との調整による増減																											
96. 事業等関係機関との調整による増減																											
97. 事業等関係機関との調整による増減																											
98. 事業等関係機関との調整による増減																											
99. 事業等関係機関との調整による増減																											
100. 事業等関係機関との調整による増減																											
101. 事業等関係機関との調整による増減																											
102. 事業等関係機関との調整による増減																											
103. 事業等関係機関との調整による増減																											
104. 事業等関係機関との調整による増減																											
105. 事業等関係機関との調整による増減																											
106. 事業等関係機関との調整による増減																											
107. 事業等関係機関との調整による増減																											
108. 事業等関係機関との調整による増減																											
109. 事業等関係機関との調整による増減																											
110. 事業等関係機関との調整による増減																											
111. 事業等関係機関との調整による増減																											
112. 事業等関係機関との調整による増減																											
113. 事業等関係機関との調整による増減																											
114. 事業等関係機関との調整による増減																											
115. 事業等関係機関との調整による増減																											
116. 事業等関係機関との調整による増減																											
117. 事業等関係機関との調整による増減																											
118. 事業等関係機関との調整による増減																											
119. 事業等関係機関との調整による増減																											
120. 事業等関係機関との調整による増減																											
121. 事業等関係機関との調整による増減																											
122. 事業等関係機関との調整による増減																											
123. 事業等関係機関との調整による増減																											
124. 事業等関係機関との調整による増減																											
125. 事業等関係機関との調整による増減																											
126. 事業等関係機関との調整による増減																											
127. 事業等関係機関との調整による増減																											
128. 事業等関係機関との調整による増減																											
129. 事業等関係機関との調整による増減																											
130. 事業等関係機関との調整による増減																											
131. 事業等関係機関との調整による増減																											
132. 事業等関係機関との調整による増減																											
133. 事業等関係機関との調整による増減																											
134. 事業等関係機関との調整による増減																											
135. 事業等関係機関との調整による増減																											
136. 事業等関係機関との調整による増減																											
137. 事業等関係機関との調整による増減																											
138. 事業等関係機関との調整による増減																											
139. 事業等関係機関との調整による増減																											
140. 事業等関係機関との調整による増減																											
141. 事業等関係機関との調整による増減																											
142. 事業等関係機関との調整による増減																											
143. 事業等関係機関との調整による増減																											
144. 事業等関係機関との調整による増減																											
145. 事業等関係機関との調整による増減																											
146. 事業等関係機関との調整による増減																											
147. 事業等関係機関との調整による増減																											
148. 事業等関係機関との調整による増減																											
149. 事業等関係機関との調整による増減																											
150. 事業等関係機関との調整による増減																											
151. 事業等関係機関との調整による増減																											
152. 事業等関係機関との調整による増減																											
153. 事業等関係機関との調整による増減																											
154. 事業等関係機関との調整による増減																											
155. 事業等関係機関との調整による増減																											
156. 事業等関係機関との調整による増減																											
157. 事業等関係機関との調整による増減																											
158. 事業等関係機関との調整による増減																											
159. 事業等関係機関との調整による増減																											
160. 事業等関係機関との調整による増減																											
161. 事業等関係機関との調整による増減																											
162. 事業等関係機関との調整による増減																											
163. 事業等関係機関との調整による増減																											
164. 事業等関係機関との調整による増減																											
165. 事業等関係機関との調整による増減																											
166. 事業等関係機関との調整による増減																											
167. 事業等関係機関との調整による増減																											
168. 事業等関係機関との調整による増減																											
169. 事業等関係機関との調整による増減																											
170. 事業等関係機関との調整による増減																											
171. 事業等関係機関との調整による増減																											
172. 事業等関係機関との調整による増減																											
173. 事業等関係機関との調整による増減																											
174. 事業等関係機関との調整による増減																											
175. 事業等関係機関との調整による増減																											
176. 事業等関係機関との調整による増減																											
177. 事業等関係機関との調整による増減																											
178. 事業等関係機関との調整による増減																											
179. 事業等関係機関との調整による増減																											
180. 事業等関係機関との調整による増減																											
181. 事業等関係機関との調整による増減																											
182. 事業等関係機関との調整による増減																											
183. 事業等関係機関との調整による増減																											
184. 事業等関係機関との調整による増減																											
185. 事業等関係機関との調整による増減																											
186. 事業等関係機関との調整による増減																											
187. 事業等関係機関との調整による増減																											
188. 事業等関係機関との調整による増減																											
189. 事業等関係機関との調整による増減																											
190. 事業等関係機関との調整による増減																											
191. 事業等関係機関との調整による増減																											
192. 事業等関係機関との調整による増減																											
193. 事業等関係機関との調整による増減																											
194. 事業等関係機関との調整による増減																											
195. 事業等関係機関との調整による増減																											
196. 事業等関係機関との調整による増減																											
197. 事業等関係機関との調整による増減																											
198. 事業等関係機関との調整による増減																											
199. 事業等関係機関との調整による増減																											
200. 事業等関係機関との調整による増減																											
201. 事業等関係機関との調整による増減																											
202. 事業等関係機関との調整による増減																											
203. 事業等関係機関との調整による増減																											
204. 事業等関係機関との調整による増減																											
205. 事業等関係機関との調整による増減																											
206. 事業等関係機関との調整による増減																											
207. 事業等関係機関との調整による増減																											
208. 事業等関係機関との調整による増減																											
209. 事業等関係機関との調整による増減																											
210. 事業等関係機関との調整による増減																											
211. 事業等関係機関との調整による増減																											
212. 事業等関係機関との調整による増減																											
213. 事業等関係機関との調整による増減																											
214. 事業等関係機関との調整による増減																											
215. 事業等関係機関との調整による増減																											
216. 事業等関係機関との調整による増減																											
217. 事業等関係機関との調整による増減																											
218. 事業等関係機関との調整による増減																											
219. 事業等関係機関との調整による増減																											
220. 事業等関係機関との調整による増減																											
221. 事業等関係機関との調整による増減																											
222. 事業等関係機関との調整による増減																											
223. 事業等関係機関との調整による増減																											
224. 事業等関係機関との調整による増減																											
225. 事業等関係機関との調整による増減																											
226. 事業等関係機関との調整による増減																											
227. 事業等関係機関との調整による増減																											
228. 事業等関係機関との調整による増減																											
229. 事業等関係機関との調整による増減																											
230. 事業等関係機関との調整による増減																											
231. 事業等関係機関との調整による増減																											
232. 事業等関係機関との調整による増減																											
233. 事業等関係機関との調整による増減																											
234. 事業等関係機関との調整による増減																											
235. 事業等関係機関との調整による増減																											
236. 事業等関係機関との調整による増減																											
237. 事業等関係機関との調整による増減																											
238. 事業等関係機関との調整による増減																											
239. 事業等関係機関との調整による増減																											
240. 事業等関係機関との調整による増減																											
241. 事業等関係機関との調整による増減																											
242. 事業等関係機関との調整による増減																											
243. 事業等関係機関との調整による増減																											
244. 事業等関係機関との調整による増減																											
245. 事業等関係機関との調整による増減																											
246. 事業等関係機関との調整による増減																											
247. 事業等関係機関との調整による増減																											
248. 事業等関係機関との調整による増減																											
249. 事業等関係機関との調整による増減																											
250. 事業等関係機関との調整による増減																											
251. 事業等関係機関との調整による増減																											
252. 事業等関係機関との調整による増減																											
253. 事業等関係機関との調整による増減																											
254. 事業等関係機関との調整による増減																											
255. 事業等関係機関との調整による増減																											
256. 事業等関係機関との調整による増減																											
257. 事業等関係機関との調整による増減																											
258. 事業等関係機関との調整による増減																											
259. 事業等関係機関との調整による増減																											
260. 事業等関係機関との調整による増減																											
261. 事業等関係機関との調整による増減																											
262. 事業等関係機関との調整による増減																											
263. 事業等関係機関との調整による増減																											
264. 事業等関係機関との調整による増減																											
265. 事業等関係機関との調整による増減																											
266. 事業等関係機関との調整による増減																											
267. 事業等関係機関との調整による増減																											
268. 事業等関係機関との調整による増減																											
269. 事業等関係機関との調整による増減																											
270. 事業等関係機関との調整による増減																											
271. 事業等関係機関との調整による増減																											
272. 事業等関係機関との調整による増減																											
273. 事業等関係機関との調整による増減																											
274. 事業等関係機関との調整による増減																											
275. 事業等関係機関との調整による増減																											
276. 事業等関係機関との調整による増減																											
277. 事業等関係機関との調整による増減																											
278. 事業等関係機関との調整による増減																											
279. 事業等関係機関との調整による増減																											
280. 事業等関係機関との調整による増減																											
281. 事業等関係機関との調整による増減																											
282. 事業等関係機関との調整による増減																											
283. 事業等関係機関との調整による増減																											
284. 事業等関係機関との調整による増減																											
285. 事業等関係機関との調整による増減																											
286. 事業等関係機関との調整による増減																											
287. 事業等関係機関との調整による増減																											
288. 事業等関係機関との調整による増減																											
289. 事業等関係機関との調整による増減																											
290. 事業等関係機関との調整による増減																											
291. 事業等関係機関との調整による増減																											
292. 事業等関係機関との調整による増減																											
293. 事業等関係機関との調整による増減																											
294. 事業等関係機関との調整による増減																											
295. 事業等関係機関との調整による増減																											
296. 事業等関係機関との調整による増減																											
297. 事業等関係機関との調整による増減																											
298. 事業等関係機関との調整による増減																											
299. 事業等関係機関との調整による増減																											
300. 事業等関係機関との調整による増減																											
301. 事業等関係機関との調整による増減																											
302. 事業等関係機関との調整による増減																											
303. 事業等関係機関との調整による増減																											
304. 事業等関係機関との調整による増減																											
305. 事業等関係機関との調整による増減																											
306. 事業等関係機関との調整による増減																											
307. 事業等関係機関との調整による増減																											
308. 事業等関係機関との調整による増減																											
309. 事業等関係機関との調整による増減																											
310. 事業等関係機関との調整による増減																											
311. 事業等関係機関との調整による増減																											
312. 事業等関係機関との調整による増減																											
313. 事業等関係機関との調整による増減																											
314. 事業等関係機関との調整による増減																											
315. 事業等関係機関との調整による増減																											
316. 事業等関係機関との調整による増減																											
317. 事業等関係機関との調整による増減																											
318. 事業等関係機関との調整による増減																											
319. 事業等関係機関との調整による増減																											
320. 事業等関係機関との調整による増減																											
321. 事業等関係機関との調整による増減																											
322. 事業等関係機関との調整による増減																											
323. 事業等関係機関との調整による増減																											
324. 事業等関係機関との調整による増減																											
325. 事業等関係機関との調整による増減																											
326. 事業等関係機関との調整による増減																											
327. 事業等関係機関との調整による増減																											
328. 事業等関係機関との調整による増減																											
329. 事業等関係機関との調整による増減																											
330. 事業等関係機関との調整による増減																											
331. 事業等関係機関との調整による増減																											
332. 事業等関係機関との調整による増減																											
333. 事業等関係機関との調整による増減																											
334. 事業等関係機関との調整による増減																											
335. 事業等関係機関との調整による増減																											
336. 事業等関係機関との調整による増減																											
337. 事業等関係機関との調整による増減																											
338. 事業等関係機関との調整による増減																											
339. 事業等関係機関との調整による増減																											
340. 事業等関係機関との調整による増減																											
341. 事業等関係機関との調整による増減																											
342. 事業等関係機関との調整による増減																											
343. 事業等関係機関との調整による増減																											
344. 事業等関係機関との調整による増減																											
345. 事業等関係機関との調整による増減																											
346. 事業等関係機関との調整による増減																											
347. 事業等関係機関との調整による増減																											
348. 事業等関係機関との調整による増減																											
349. 事業等関係機関との調整による増減																											
350. 事業等関係機関との調整による増減																											
351. 事業等関係機関との調整による増減																											
352. 事業等関係機関との調整による増減																											
353. 事業等関係機関との調整による増減																											
354. 事業等関係機関との調整による増減																											
355. 事業等関係機関との調整による増減																											
356. 事業等関係機関との調整による増減																											
357. 事業等関係機関との調整による増減																											
358. 事業等関係機関との調整による増減																											
359. 事業等関係機関との調整による増減																											
360. 事業等関係機関との調整による増減																											
361. 事業等関係機関との調整による増減																											
362. 事業等関係機関との調整による増減																											
363. 事業等関係機関との調整による増減																											
364. 事業等関係機関との調整による増減																											
365. 事業等関係機関との調整による増減																											
366. 事業等関係機関との調整による増減																											
367. 事業等関係機関との調整による増減																											
368. 事業等関係機関との調整による増減																											
369. 事業等関係機関との調整による増減																											
370. 事業等関係機関との調整による増減																											
371. 事業等関係機関との調整による増減																											
372. 事業等関係機関との調整による増減																											
373. 事業等関係機関との調整による増減																											
374. 事業等関係機関との調整による増減																											
375. 事業等関係機関との調整による増減																											
376. 事業等関係機関との調整による増減																											
377. 事業等関係機関との調整による増減																											
378. 事業等関係機関との調整による増減																											
379. 事業等関係機関との調整による増減																											
380. 事業等関係機関との調整による増減																											
381. 事業等関係機関との調整による増減																											
382. 事業等関係機関との調整による増減																											
383. 事業等関係機関との調整による増減																											
384. 事業等関係機関との調整による増減																											
385. 事業等関係機関との調整による増減																											
386. 事業等関係機関との調整による増減																											
387. 事業等関係機関との調整による増減																											
388. 事業等関係機関との調整による増減																											
389. 事業等関係機関との調整による増減																											
390. 事業等関係機関との調整による増減																											
391. 事業等関係機関との調整による増減																											
392. 事業等関係機関との調整による増減																											
393. 事業等関係機関との調整による増減																											
394. 事業等関係機関との調整による増減																											
395. 事業等関係機関との調整による増減																											
396. 事業等関係機関との調整による増減																											
397. 事業等関係機関との調整による増減																											
398. 事業等関係機関との調整による増減																											
399. 事業等関係機関との調整による増減																											
400. 事業等関係機関との調整による増減																											
401. 事業等関係機関との調整による増減																											
402. 事業等関係機関との調整による増減																											
403. 事業等関係機関との調整による増減																											
404. 事業等関係機関との調整による増減																											
405. 事業等関係機関との調整による増減																											
406. 事業等関係機関との調整による増減																											
407. 事業等関係機関との調整による増減																											
408. 事業等関係機関との調整による増減																											
409. 事業等関係機関との調整による増減																											
410. 事業等関係機関との調整による増減																											
411. 事業等関係機関との調整による増減																											
412. 事業等関係機関との調整による増減																											
413. 事業等関係機関との調整による増減																											
414. 事業等関係機関との調整による増減																											
415. 事業等関係機関との調整による増減																											
416. 事業等関係機関との調整による増減																											
417. 事業等関係機関との調整による増減																											
418. 事業等関係機関との調整による増減																											
419. 事業等関係機関との調整による増減																											
420. 事業等関係機関との調整による増減																											
421. 事業等関係機関との調整による増減																											
422. 事業等関係機関との調整による増減																											
423. 事業等関係機関との調整による増減																											
424. 事業等関係機関との調整による増減																											
425. 事業等関係機関との調整による増減																											
426. 事業等関係機関との調整による増減																											
427. 事業等関係機関との調整による増減																											
428. 事業等関係機関との調整による増減																											
429. 事業等関係機関との調整による増減																											
430. 事業等関係機関との調整による増減																											
431. 事業等関係機関との調整による増減																											
432. 事業等関係機関との調整による増減																											
433. 事業等関係機関との調整による増減																											
434. 事業等関係機関との調整による増減																											
435. 事業等関係機関との調整による増減																											
436. 事業等関係機関との調整による増減																											
437. 事業等関係機関との調整による増減																											
438. 事業等関係機関との調整による増減																											
439. 事業等関係機関との調整による増減																											
440. 事業等関係機関との調整による増減																											
441. 事業等関係機関との調整による増減																											
442. 事業等関係機関との調整による増減																											
443. 事業等関係機関との調整による増減																											
444. 事業等関係機関との調整による増減																											
445. 事業等関係機関との調整による増減																											
446. 事業等関係機関との調整による増減																											
447. 事業等関係機関との調整による増減																											
448. 事業等関係機関との調整による増減																											

事業費の主な増要因(案)

(単位:億円)

増要因	増 額	比 率
1. 社会状況の変化に係る要因	91	12.6%
1. 1 耐震化による変更	3	0.4%
1. 1. 1 大規模地震に対する耐震性能照査による変更	3	0.4%
1. 2 関係機関との調整等による変更(埋蔵文化財対応など)	88	12.2%
1. 2. 1 埋蔵文化財の試掘結果を踏まえた調査範囲の拡大に伴う増	67	9.4%
1. 2. 2 事業者等関係機関との調整による構造や施工計画の見直しによる増	20	2.8%
付替鉄道	12	1.6%
景勝地の保全	8	1.2%
2. 地すべり等安全対策に係る要因	141	19.5%
2. 1 地すべり等安全対策による変更	141	19.5%
2. 1. 1 湛水に伴う地すべり等の対策費の増	96	13.4%
2. 1. 2 湛水に伴う代替地地区の安全対策費の増	44	6.1%
3. 現地状況の変化に係る要因	215	29.8%
3. 1 地質条件の明確化等による変更	202	28.1%
3. 1. 1 現地地質条件の変更等による増	202	28.1%
本体掘削における土質区分の変更等	41	5.7%
本体掘削における土質区分の変更等(グラウチング)	3	0.4%
貯水池伐採範囲の精査	36	5.0%
地すべり対策等に支障となる水没橋梁の撤去	11	1.5%
骨材プラントヤード基礎地盤の土質改良	2	0.2%
水理模型実験による減勢工の変更	18	2.4%
建設副産物(脱水ケーキ)の処分	16	2.2%
町道工事における現地精査に伴う構造の変更	8	1.1%
管理設備計画の精査による変更	10	1.4%
盛土材調達計画の変更	41	5.7%
代替地の基盤整備内容の具体化による変更	16	2.2%
3. 2 用地取得難航等による変更	13	1.8%
3. 2. 1 用地制約に伴う運搬ルート変更等による増	13	1.8%
本体工事における用地交渉に伴う運搬経路の変更	12	1.7%
用地交渉難航に伴う裁決申請図書作成等	0	0.1%
4. 自然災害に係る要因等	8	1.2%
4. 1 洪水や大雪対応による変更	8	1.2%
4. 1. 1 今後の洪水や大雪対応等による増	8	1.2%
5. 社会経済的要因	266	36.9%
5. 1 公共工事関連単価の変化等	233	32.4%
5. 1. 1 公共工事関連単価の変化	212	29.4%
5. 1. 2 一般管理費等の改定による変更	21	3.0%
5. 2 消費税率の変更	32	4.5%
合 計	720	100%

※合計額については、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※上表の増額は、今後のコスト縮減を見込んだ上での額です。

ハツ場ダム建設事業(報告)

平成28年8月12日

国土交通省 関東地方整備局

目次

1. 事業の概要	1
2. 事業の進捗状況	4
3. 基本計画の変更内容	8

1. 事業の概要

(1) ハッ場ダム建設事業について

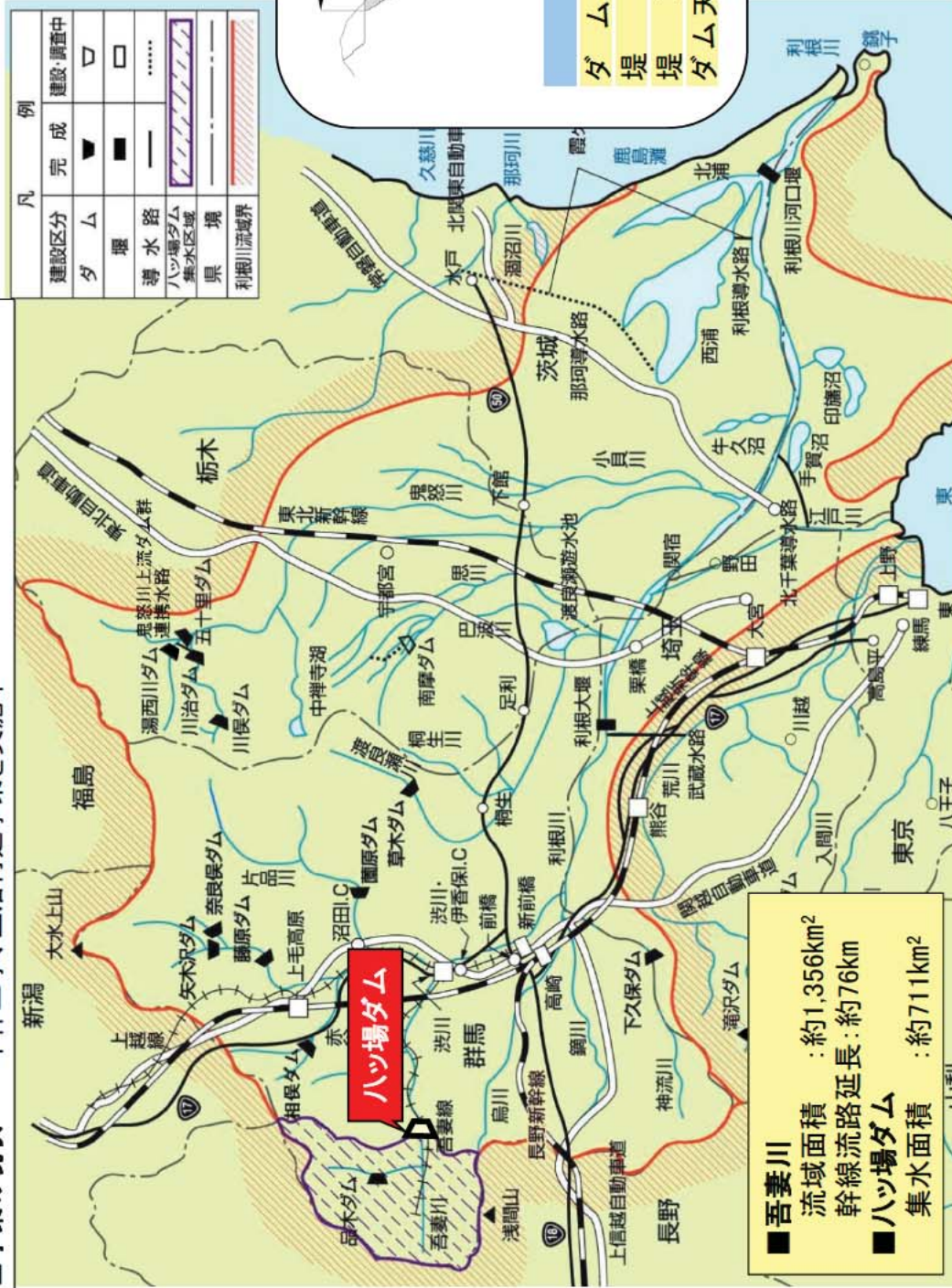
ハッ場ダムは、群馬県吾妻郡長野原町（利根川水系吾妻川）において事業中の治水・利水の目的を持つ多目的ダムです。

■ 予算執行状況 約4,013億円¹⁾（平成27年度末までの執行見込額）

¹⁾平成26年度までは代替地整備費を除く

■ 事業の現状 本体工事、生活再建事業を実施中

凡 例	
建設区分	完 成
ダ ム	▽
堰	■
導 水 路	—
ハッ場ダム集水区域	////
県 境	---
利根川流域界	---



■ 吾妻川
流域面積 : 約1,356km²
幹線流路延長 : 約76km

■ ハッ場ダム
集水面積 : 約711km²

1. 事業の概要

(2) ハツ場ダム建設事業の目的

- ・ 工期（完成予定年度）：平成31年度
- ・ 建設に要する費用の概算額：約5,320億円（新事業費（案））

洪水調節

ダム地点における計画高水流量3,000m³/sのうち、2,800m³/sの洪水調節を行います。

流水の正常な機能の維持（河川の水量確保）

吾妻川（名勝吾妻峡）における流水の正常な機能の維持と増進を図ります。

新規都市用水の供給

新たに水道用水、工業用水の供給を行います。

- ・ 水道用水：群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県に最大21.389m³/sを供給します。
- ・ 工業用水：群馬県、千葉県に最大0.82m³/sを供給します。

発電（電力供給）

ダム下流に群馬県により新設されるハツ場発電所において、最大出力11,700kWの発電を行います。

1. 事業の概要

(3) 事業の経緯

昭和27年		利根川改修改訂計画の一環として調査着手
昭和42年	11月	実施計画調査着手
昭和45年	4月	建設事業着手
昭和61年	7月	特定多目的ダム法の基本計画告示（事業費（約2,110億円））
平成4年	7月	「ハッ場ダム建設事業に係る基本協定書」を締結
平成13年	6月	「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う補償基準」調印
平成13年	9月	第1回基本計画変更告示（工期変更（平成12年度→平成22年度））
平成16年	9月	第2回基本計画変更告示（目的、利水参画量、事業費（約4,600億円）等）
平成18年	12月	「利根川・江戸川有識者会議」（第1回）を開催 （関東地方整備局長が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置） （以降、第11回（平成25年3月）まで開催） ※第5回時に利根川の洪水流出に関する分野の学識経験者3名を追加
平成20年	9月	第3回基本計画変更告示（目的、ダム高、工期変更（平成22年度→平成27年度）等）
平成21年	9月	ハッ場ダム本体建設工事の入札を延期（平成21年1月ハッ場ダム建設工事の入札公告）
平成21年	9月	ハッ場ダムについて中止の方針を表明（前原国土交通大臣）（平成21年10月ハッ場ダム建設工事の入札中止）
平成21年	10月	全国のダムと同様にハッ場ダムを検証することを表明（前原国土交通大臣）
平成22年	9月	「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設立（→平成23年11月検討結果を本省報告）
平成23年	12月	官房長官裁定を踏まえ、ハッ場ダムを「事業継続」するとの対応方針を決定（前田国土交通大臣）
平成24年	12月	ハッ場ダムについて、前田大臣の判断を尊重して、早期完成を目指すとの方針を表明（太田国土交通大臣）
平成25年	1月	太田大臣は、「官房長官裁定」には縛られない」「河川整備計画の策定をハッ場ダム本体着工の条件とはしないが、速やかに策定」との旨を発言
平成25年	5月	「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」の策定・公表
平成25年	11月	第4回基本計画変更告示（工期変更（平成27年度→平成31年度）等）
平成26年	8月	ハッ場ダム本体建設工事の契約
平成27年	2月	ハッ場ダム本体建設工事起工式
平成28年	4月	一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事の事業認定の告示

2. 事業の進捗状況

(1) 事業の進捗状況【1/4】

(平成28年6月末時点)

補償基準他	H13. 6 長野原町補償基準妥結 H16. 11 吾妻町補償基準妥結 H17. 9 代替地分譲基準妥結 地権者との用地補償等に係る基準は全て妥結
用地取得 (456ha) ※1	96%(439ha)
家屋移転 (470世帯) ※2	99%(468世帯)
代替地造成	5地区で整備中 (うち移転済 86世帯)
付替鉄道 (10.4km)	100%(10.4km)
付替国道、付替県道 (22.8km)	96%(21.8km) ※3
ダム本体及び関連工事	仮排水トンネル (H21.7完成) 作業ヤード造成、骨材 プラントヤード造成、工 事用道路、仮締切等 掘削 ※4 コンクリート打設 ※4 試験湛水

--- 用地取得
 --- 代替地
 --- 付替工事
 --- 本体関連

※1 長野原町、東吾妻町におけるハッ場ダム建設及び関連工事のために必要な用地の合計。

※2 長野原町、東吾妻町におけるハッ場ダム建設及び関連工事のために必要な移転家屋の合計。

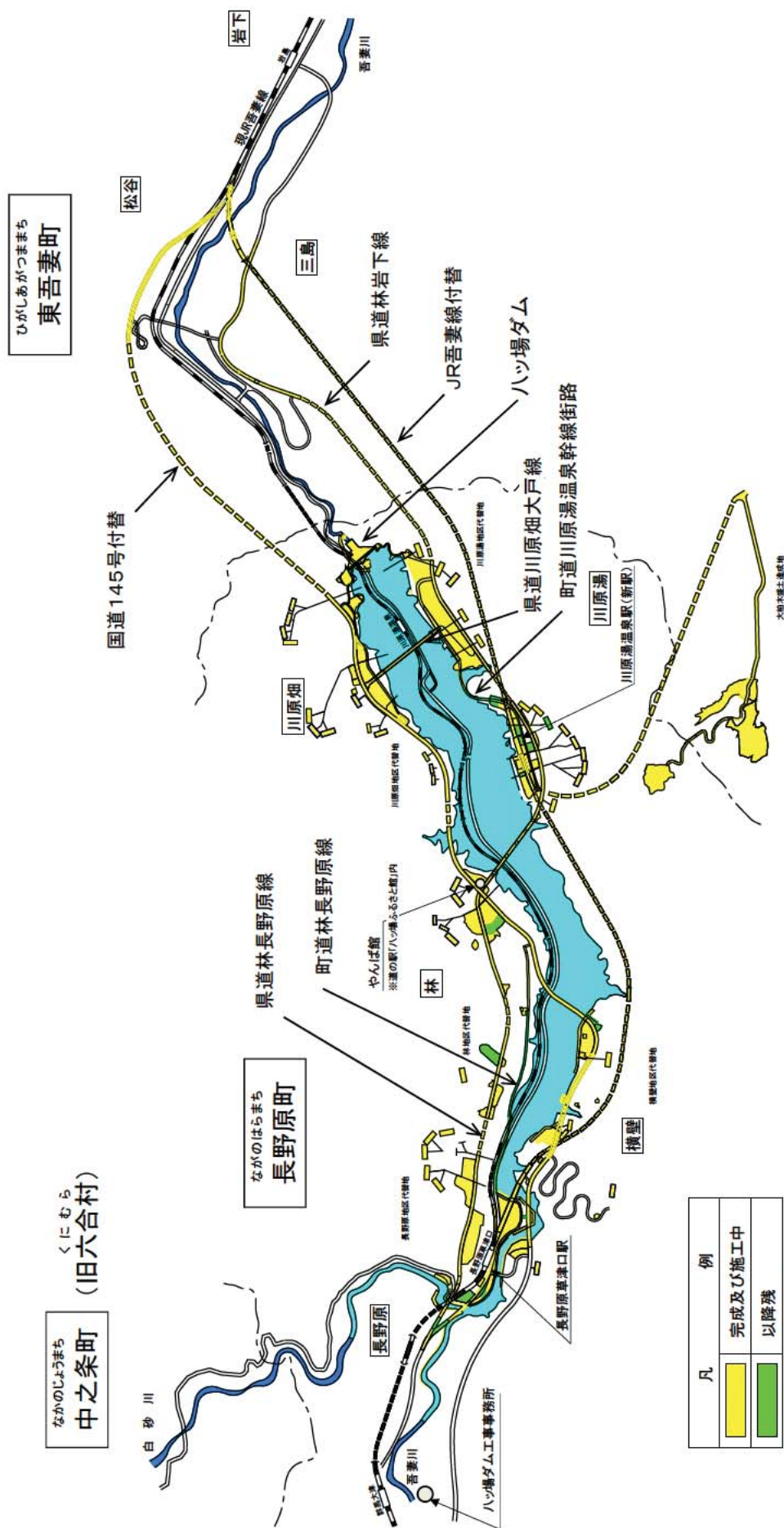
※3 付替国道と付替県道の付替延長に対して、供用（暫定供用含む）を開始している延長の割合を示す。（工事契約ベースでは99.6%（22.7km）着手済）

※4 掘削、コンクリート打設等を行うダム本体工事を平成26年8月20日に契約締結。

掘削は約9割完了、平成28年6月14日から本体コンクリート打設開始。（減勢工部分）

2. 事業の進捗状況

(1) 事業の進捗状況【2/4】



※平成28年6月末時点

2. 事業の進捗状況

(1) 事業の進捗状況【3/4】



本体工事（減勢工）



ダムサイト



本体工事（基礎掘削（左岸））

2. 事業の進捗状況

(1) 事業の進捗状況【4/4】



撮影日：平成28年6月20日

道の駅「ハッ場ふるさと館」
(林地区代替地区区内で平成25年4月営業開始)



撮影日：平成28年6月20日

ハッ場大橋（県道川原畑大戸線）
(平成26年10月供用開始)



撮影日：平成28年6月23日

川原湯温泉駅（JR吾妻線付替新線）
(平成26年10月運用開始)



撮影日：平成28年6月22日

川原畑地区代替地
(平成19年6月分譲手続き開始、以降整備中)

(頭紙のみ)



平成 28 年 8 月 12 日 (金)
国土交通省関東地方整備局
河 川 部

記者発表資料

「ハッ場ダム建設に関する基本計画」の変更について

国土交通省関東地方整備局では、洪水被害の軽減や都市用水の確保等のために、ハッ場ダム建設事業を進めてきており、ダム本体のコンクリート打設を開始するまでに至っています。

今般、同事業について、特定多目的ダム法第4条の基本計画を変更することとし、本日、同条第4項の規定に基づき、関係都県知事及び関係利水者の意見をお聴きする手続を開始します。

- 事業費 : 約4,600億円 → 約5,320億円
- エ 期 : 平成31年度 (変更なし)

発 表 記 者 ク ラ ブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 関東地方整備局 TEL : 048-601-3151 (代表)

FAX : 048-600-1378

河川部 広域水管理官	ふるいち ひでのり 古 市 秀 徳 (内線 3516)
河川計画課 課長補佐	いしだ かずや 石 田 和 也 (内線 5863)

3. 基本計画の変更内容

(1) 基本計画変更の概要

○事業が終盤を迎え、基礎掘削が概ね完了したことにより、事業の詳細な内容が概ね確定したことから、コスト精査を行いました。

○コスト縮減の工夫をしてもなお、前回計画変更以降の状況変化により、基本計画に定める「建設に要する費用の概算額」（事業費）を変更する必要が生じたため、今般、基本計画の変更を行うものです。

○変更内容（案）

事業費： 約4,600億円 → 約5,320億円
工期： 平成31年度（変更なし）

3. 基本計画の変更内容

(1) 基本計画変更の概要(工期)

工程を精査した結果、工期に変更は生じません。「早期完成に向けた取り組みを進める」との基本的な方針に沿って、引き続き工期短縮に取り組めます。

項目	基本計画(第4回変更)	基本計画(第5回変更)
工期	昭和42年度から平成31年度までの予定	昭和42年度から平成31年度までの予定

■ : 基本計画(第4回変更)
■ : 基本計画(第5回変更)

工程の精査

工種	種別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
工期	転流工	仮締切 仮締切						
	堤体関連工事 (ヤード造成)	(作業ヤード造成) (作業ヤード造成)						
	本体工							
仮設備	付替道路							
	用地補償							
試験湛水								

注1 この工程表は、事業完成までの進め方の概ねの目安を示したものであり、実際の各工程は現地の状況等により変更となる可能性があります。

注2 補償の工程は、本体工事等へ影響しない最大限の工期を表したものであり、実際の工程は短縮される可能性があります。

3. 基本計画の変更内容

(2)事業費変更の背景

前回基本計画変更（第4回変更）以降、事業費に関わる条件に変化が生じました。

年 月 日	事業の経緯
平成25年11月20日	第4回基本計画変更告示 (工期変更（平成27年度→平成31年度）、洪水調節計画)
平成26年1月8日	ハッ場ダム本体建設工事の入札公告
平成26年8月20日	ハッ場ダム本体建設工事の契約
平成27年4月10日	一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事の事業認定を申請
平成28年4月22日	一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事の事業認定告示

基本計画（第4回変更）

ダム本体工事契約前

・ダム本体工事について、ボーリング調査結果等の既存資料をもとに費用等を算定

湛水に伴う地すべり等対策を調査・検討中

・調査・検討段階であり、既存の技術情報をもとに検討した最大限の地すべり等の範囲を想定し算定を行い、事業費の外数で計上

コスト縮減の内容を検討中

・更なるコスト縮減内容について検討中

基本計画（第5回変更）

ダム本体工事等の進捗

・ダム本体工事に着手し、地質状態が判明したことや、関係機関との調整等が進展したことにより、これに基づき必要な費用等を算定

湛水に伴う地すべり等対策箇所が判明

・調査・検討が進み、対策箇所が判明したため、これに基づき必要な費用等を算定し、事業費の内数で計上

コスト縮減計画内容がほぼ確定

・コスト縮減内容がほぼ確定し、これに基づき必要な費用等を算定

公共工事関連単価の変化等・消費税率の変更

3. 基本計画の変更内容

(3)事業費の主な増要因【1/25】

事業費を精査した結果、720億円の増額となりました。(現事業費約4,600億円(平成22年度単価)→新事業費(案)約5,320億円(平成27年度単価))

事業費の主な増要因

増 額		単位:億円
1. 社会状況の変化に係る要因	91	
1. 1 耐震化による変更	3	
1. 2 関係機関との調整等による変更(埋蔵文化財対応など)	88	
2. 地すべり等安全対策に係る要因	141	
2. 1 地すべり等安全対策による変更	141	
3. 現地状況の変化に係る要因	215	
3. 1 地質条件の明確化等による変更	202	
3. 2 用地取得難航等による変更	13	
4. 自然災害に係る要因等	8	
4. 1 洪水や大雪対応による変更	8	
5. 社会経済的要因	266	
5. 1 公共工事関連単価の変化等	233	
5. 2 消費税率の変更	32	
合 計	720	

※合計については、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【2/25】

事業費の内訳

項	細目	工種	現事業費	新事業費(案)	増額
建設費	工事費		4,277	4,997	720
			984	1,518	535
		ダム費	748	1,163	415
		管理設備費	15	29	14
		仮設備費	220	326	106
	測量設計費	工費用動力費	0	0	0
			755	851	96
	用地費及び補償費		2,506	2,593	87
		用地費及び補償費	1,221	1,221	0
		補償工事費	1,268	1,355	87
	船舶及び機械機器費	生活再建対策費	16	16	0
			32	34	2
	事業車両費		1	1	0
営繕・宿舍費			24	25	0
工事諸費			298	298	0
事業費			4,600	5,320	720

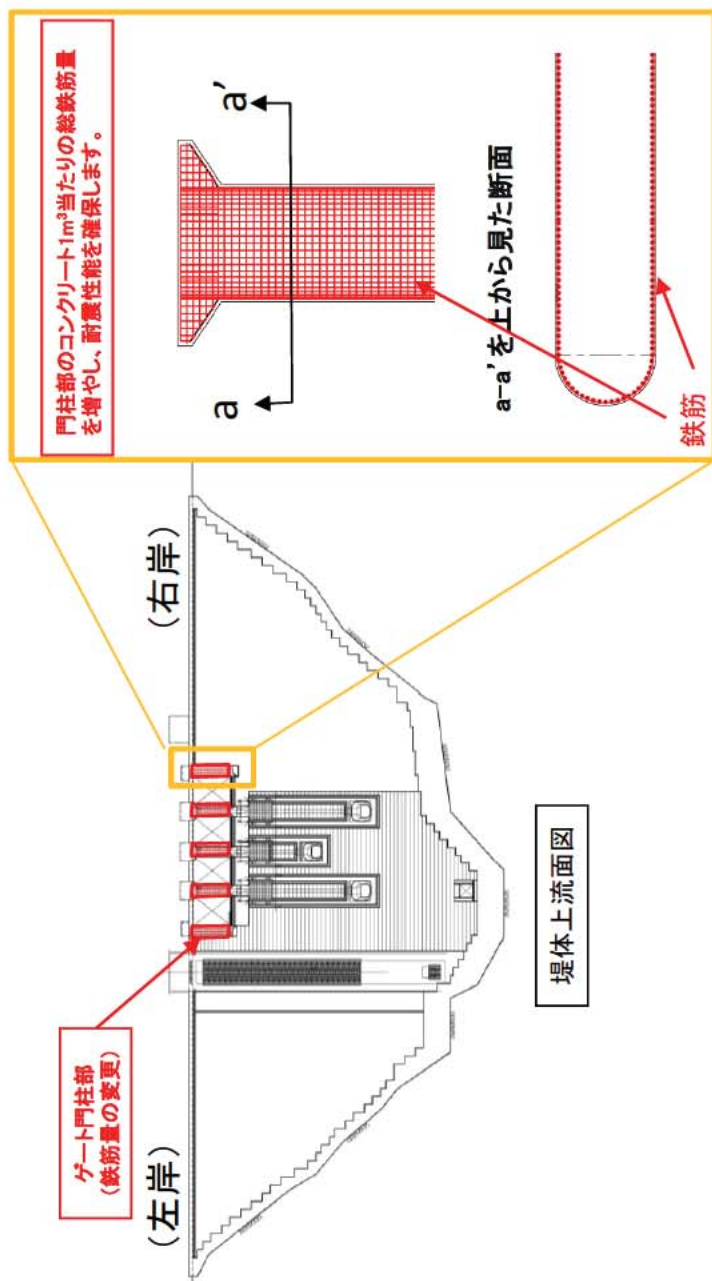
※合計については、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【3/25】

1. 1耐震化による変更(大規模地震に対する耐震性能照査による変更)・・・(約3億円)

本体関連構造物(ゲート部等)の耐震性能照査を実施したところ、門柱部の補強対策が必要となる可能性があることが確認されました。このため、他ダムの事例をもとに、門柱部の鉄筋量の増加を想定し、その必要額を計上しました。



参考《耐震性能照査フロー》

① 想定地震の選定

- ・文献資料等の調査・想定地震の選定

② しべル2地震動の設定

- ・想定地震による地震動の推定

※しべル2地震動の推定方法は、「ダム距離減衰式」を用いる経験的方法によることを基本
H20年度、H23年度「ダム距離減衰式」改定

③ ダム本体の耐震性能の照査

- ・線形動的解析や損傷過程等を考慮した地震応答解析を実施し、貯水機能が維持されることの確認や修復方法等を検討

④ 関連構造物等の耐震性能の照査

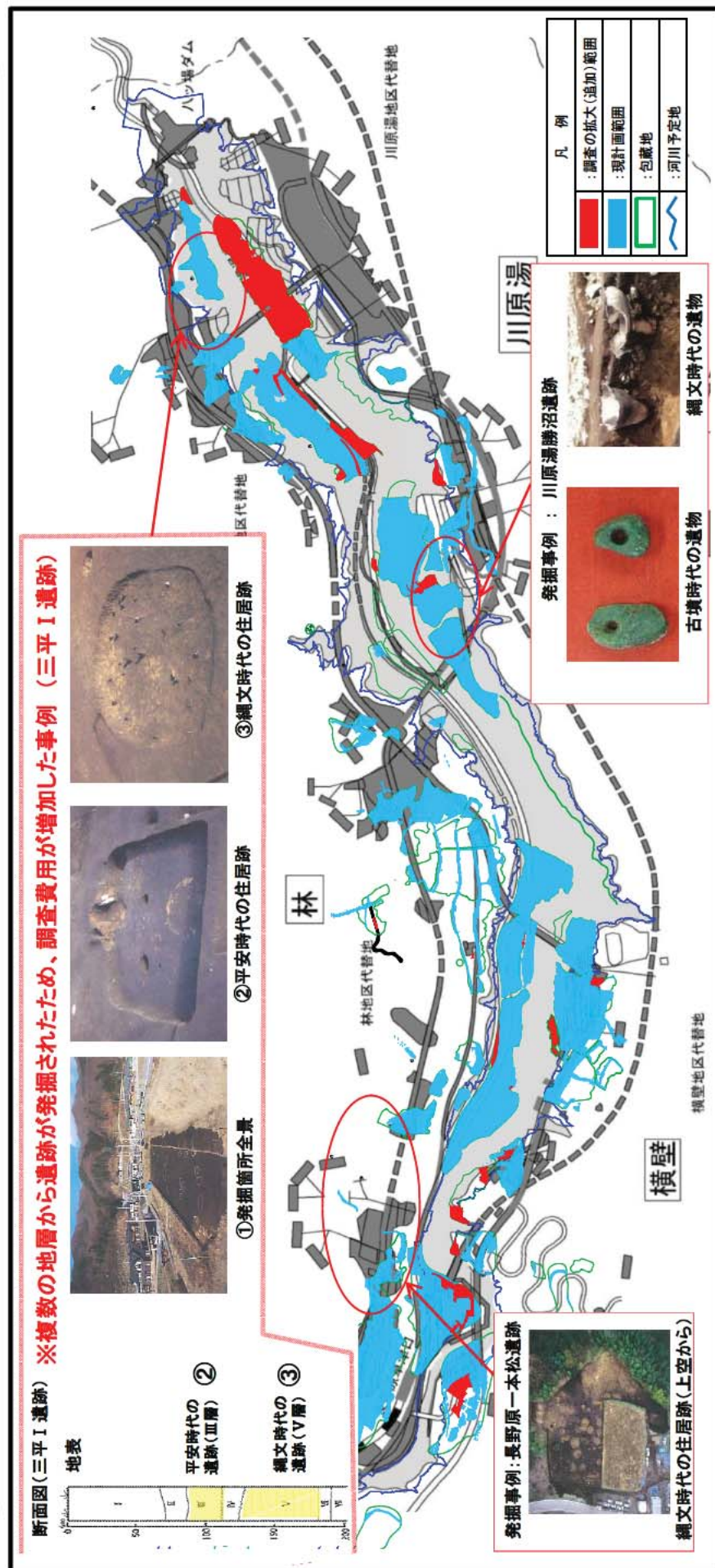
- ・放流設備のゲート等の関連構造物に損傷が生じたとしてもダムの貯水機能が維持されることを確認

3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【4/25】

1. 2関係機関との調整等による変更(埋蔵文化財対応など) (埋蔵文化財の試掘結果を踏まえた調査範囲の拡大等に伴う増)・・・(約67億円)

第4回基本計画変更以降の調査の進展及び新たな試掘結果を踏まえ、調査面積等が増大することとなりました。また、複数の地層から遺跡や出土品が発掘され、調査費用が増額している事例を踏まえ、既存の調査実績単価と調査残面積から今後必要となる埋蔵文化財調査費用を見直しました。



3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【5/25】

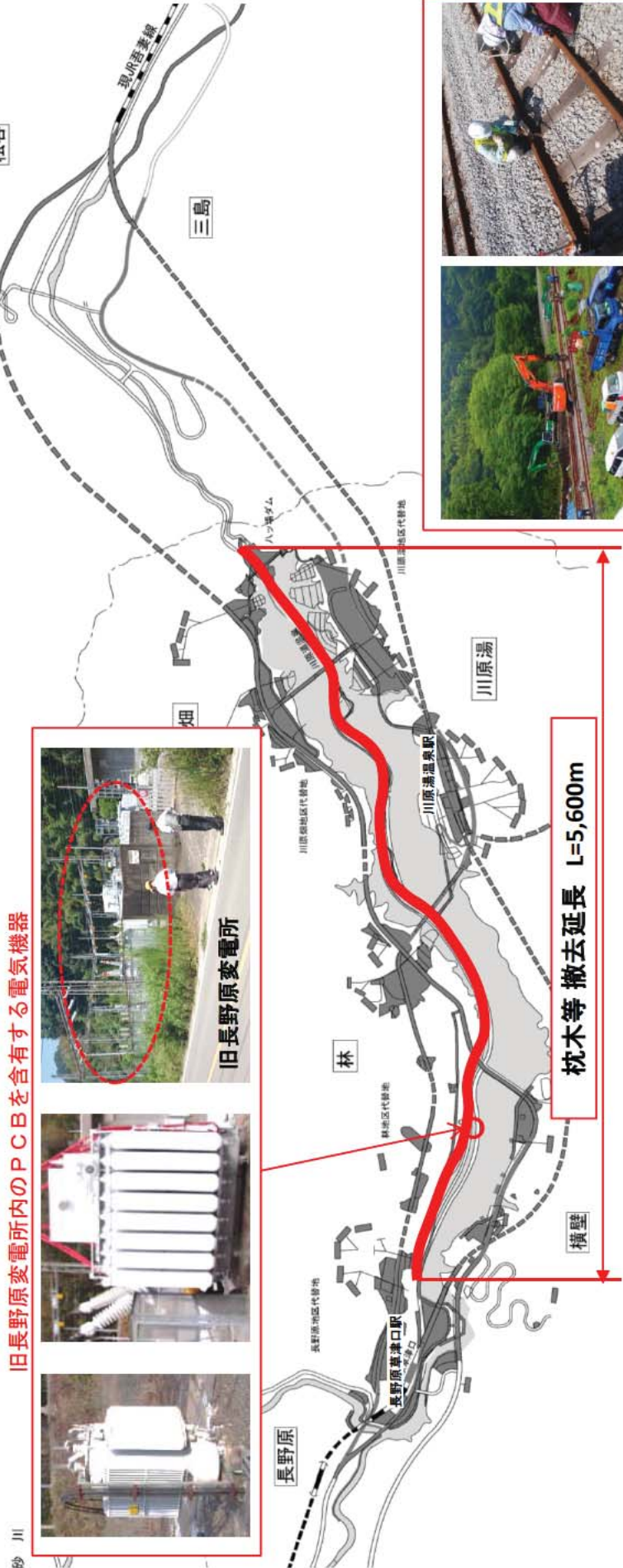
1. 2関係機関との調整等による変更（埋蔵文化財対応など） （事業者等関係機関との調整による構造や施工計画の見直しによる増（付替鉄道））・・・（約12億円）

旧鉄道施設が水没した際の影響調査を実施したところ、枕木が防腐処理されていることが判明したため、関係機関と調整し、水質の保全に万全を期すため、枕木等を撤去をすることとしました。

また、PCBを含む電気機器については、旧鉄道施設の一部分として引き渡しを受けていることから、処分費用を計上しました。

○ ポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれる電気機器については、関係法令にもとづき、一時的に保管後、適正に処分することとしています。

旧長野原変電所内のPCBを含む電気機器



○ 枕木等については、廃棄物処理法にもとづき、適正に処理します。

枕木・線路等の撤去イメージ



3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【6/25】

1. 2関係機関との調整等による変更（埋蔵文化財対応など）

（事業者等関係機関との調整による構造や施工計画の見直しによる増（景勝地の保全））・・・（約8億円）

名勝吾妻峡の景観の保全について、文化庁長官の回答を踏まえ、学識経験者等から構成される委員会に諮り検討を進めた結果、周辺景観とダム等の構造物との調和を図るために、ダム堤体等の構造を一部変更する必要があるが生じました。

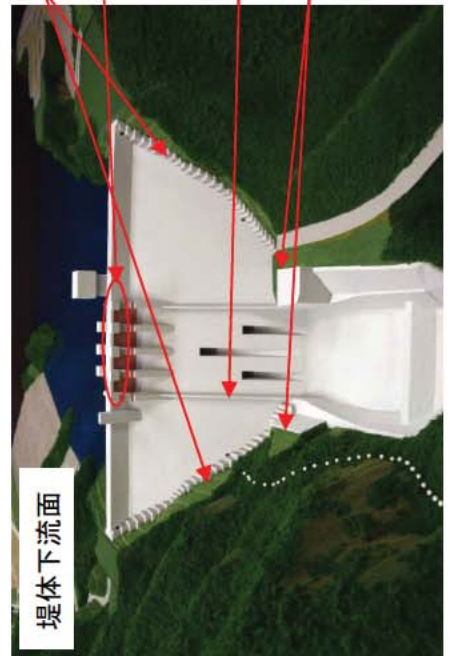
○ 周辺景観とダム等の構造物との調和を図るために変更した主な項目

変更項目	変更内容	調和の観点
①フーチャング	・大きさを小さく、形状を同じ高さに揃える	小さくする、揃える
②ゲート操作室（下流面）	・幅、高さを小さくする ・ピアと幅、形状を揃える	小さくする 揃える
③ゲート操作室（上流面）	・形状に丸みをつける（ほかす）	ほかす
④導流壁	・導流壁の幅をピアと幅を揃える	揃える
⑤堤体下部埋め戻し	・左右岸で埋め戻し形状を揃える	揃える
⑥ゲート周りの法勾配	・堤体上流面の法勾配を揃える。 ・ゲート周りの法勾配をピアの外側まで延ばす（整える）	揃える

（参考）景観性に関わる評価項目（調和を図るための観点）

要素	配慮の考え方	措置
個々の要素に関わる事項	景観的なインパクトを軽減	無くす（見えなくする） 小さくする ほかす
要素同士の関係に関わる事項	関係性を整え、無秩序な印象を与えないようにし、ダム景観全体としての景観的影響を軽減	揃える まとめる 整える 溶け込ませる

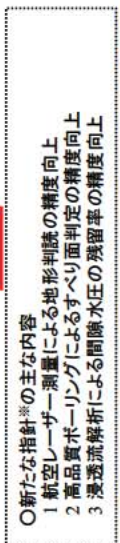
変更項目



(3)事業費の主な増要因【7/25】

現計画では、平成21年に定められた新たな技術指針※に基づき、当時得られている情報等をもとに最大の範囲を想定し、地すべり等の対策費を事業費の外数として整理していました。(従前から対策を予定していた3箇所は現計画に計上)

 : 地すべり対策工を必要とする可能性がある地区
 : 未固結堆積物斜面対策工を必要とする可能性がある地区
  : 対策必要箇所
  : 対策不要箇所



○ ○ 地滑り検討・対策箇所一覽

ダム検証時の地すべりの可能性がある
対策必要箇所11箇所

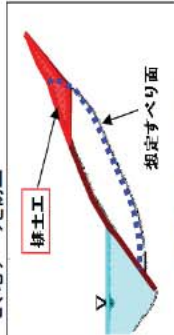
書檢經註



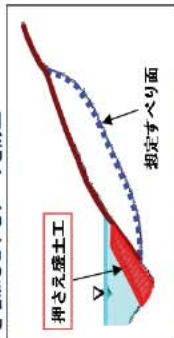
精査結果後の対策必要箇所
6箇所(小倉対策済)を
事業費に見込む

【図】シーメンス 振夜（くさね）

地すべり土壌の頭部の荷重を除去することにより地すべりの滑動力を低減させ、地すべりを防止



地すべり土塊の末端部に盛土を行うことにより、地すべり滑動力に抵抗する力を増加させ、地すべりを防止



排水工(イメージ図)

(圖)ジーマイ(工)造り

3. 基本計画の変更内容

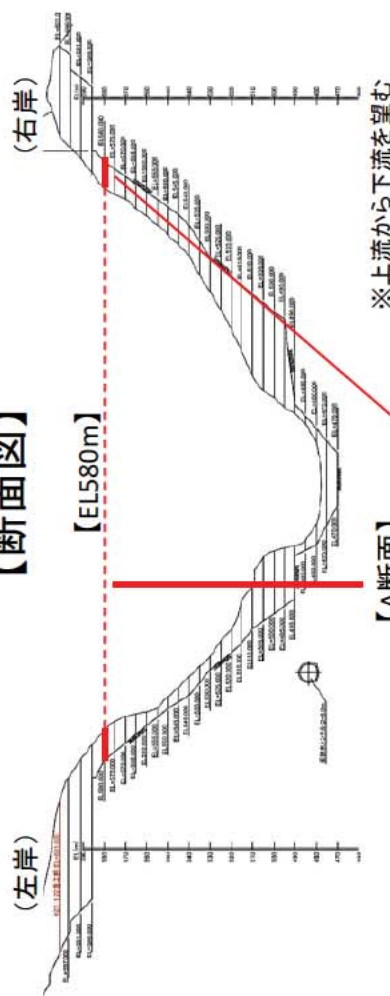
(3)事業費の主な増要因【9/25】

3. 1地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(本体掘削における土質区分の変更等))・・・(約41億円)

ダム本体の基礎掘削の進捗により、掘削面の詳細な地質情報が明らかとなり、当初想定より硬い岩石の割合が多いことや、除去が必要な弱層部が想定より深かったことから、これらにかかる掘削費用等が増額となりました。

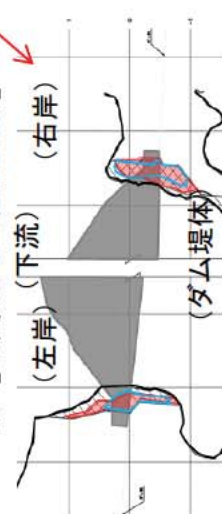
【断面図】



【A断面】

硬い岩石の割合が増加

例【地質断面図(EL580m)】



※EL580mの断面を、真上から真下方向にみた図

凡例 岩石範囲
□ : 当初
■ : 変更

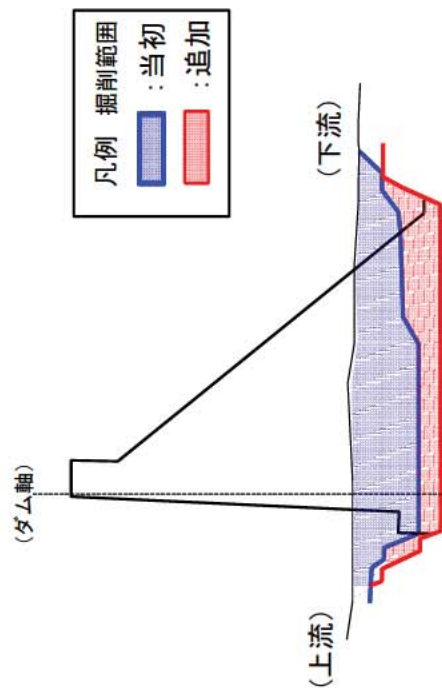
○ 当初の想定
青い線の枠内が岩石の分布範囲と想定
○ 実際の状況
赤い範囲が岩石の分布範囲



岩石の分布状況

弱層部の追加掘削

例【A断面】



※A断面を、右岸から左岸方向にみた図



弱層部の分布状況

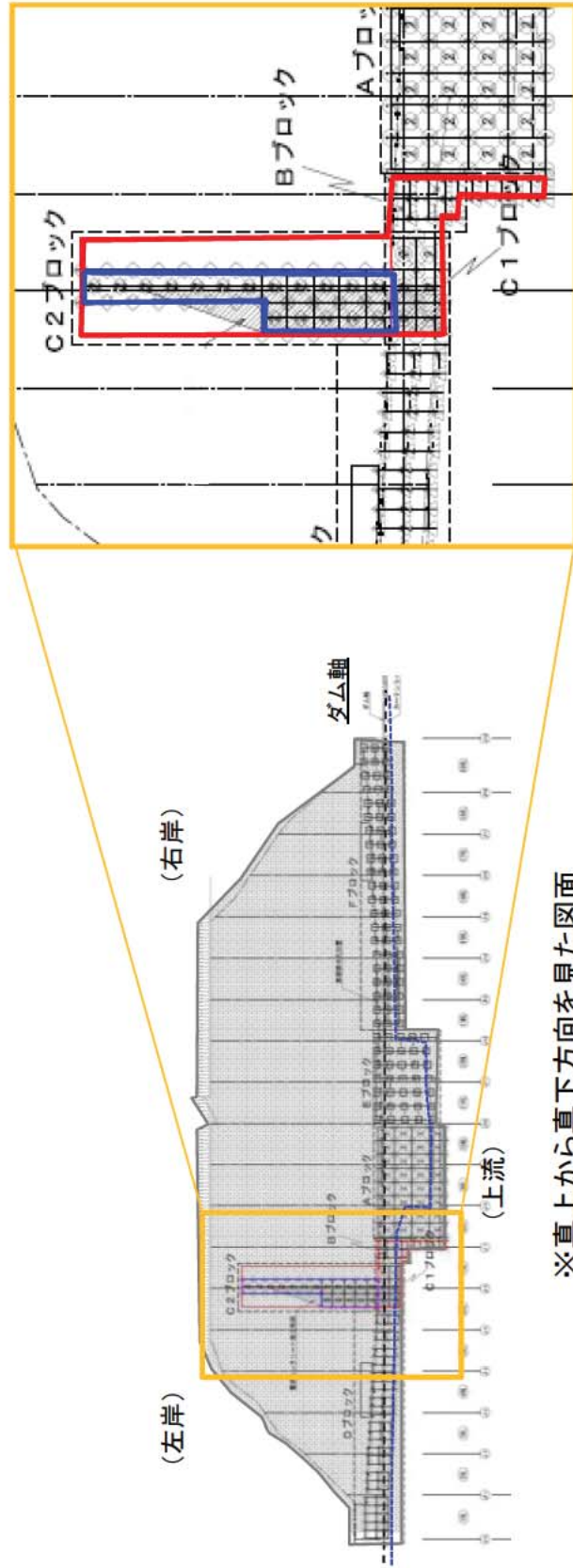
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【10/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(本体掘削における土質区分の変更等(グラウチング)))・・・(約3億円)
ダム本体の基礎掘削の進捗により、詳細な掘削面の地質情報が明らかとなり、弱部補強及び遮水性の改良のため、のコンソリデーショングラウチングを施工する範囲の見直しを行いました。

○コンソリデーショングラウチング範囲(弱部補強)



※真上から真下方向を見た図面

【平面図】

凡例 コンソリデーション
グラウチング範囲(弱部補強)

□ : 当初
□ : 変更

3. 基本計画の変更内容

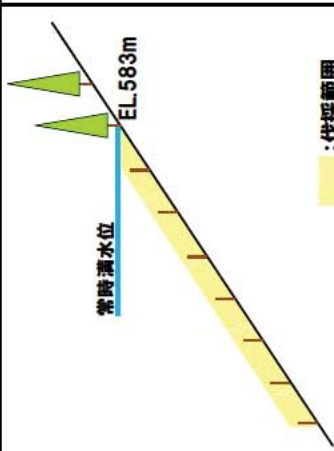
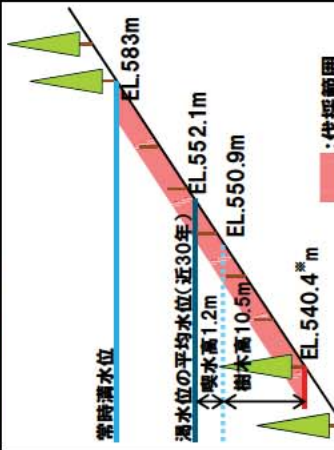
(3)事業費の主な増要因【11/25】

3. 1地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(貯水池伐採範囲の精査))・・・(約36億円)

貯水池内の樹木伐採については、ダム管理上の観点から必要最低限の範囲とする計画としていましたが、悪臭などの代替地周辺の環境及び船舶の通行等に影響があることが判明したため、伐採範囲の見直しを行いました。

○ 樹木の伐採範囲について

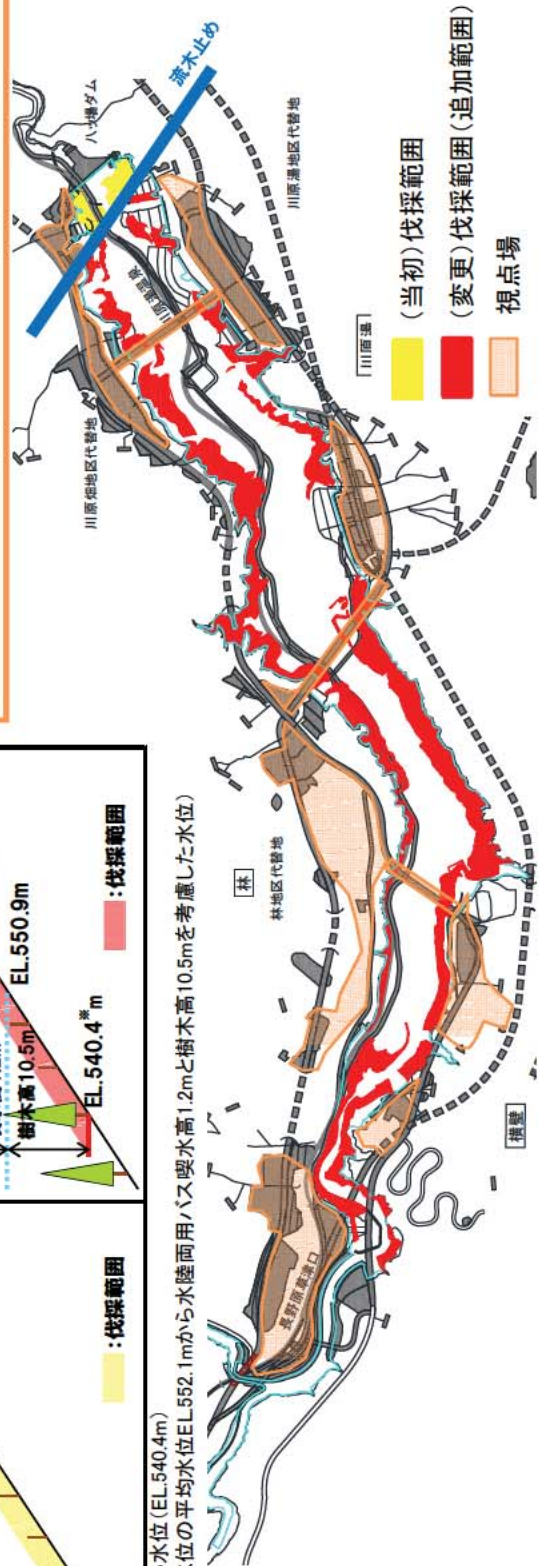
	当初	変更(追加範囲)
伐採面積	約4ha	約78ha
伐採対象範囲	・流木止めより下流を対象 ・常時満水位以下を全伐採	・視点場からの可視範囲を対象 ・常時満水位以下、航路への影響のない水位※以上を伐採
伐採対象のイメージ		

※航路への影響のない水位(EL540.4m)
(近30年における満水位の平均水位EL552.1mから水陸両用バス喫水高1.2mと樹木高10.5mを考慮した水位)

○ 樹木を存置した場合の課題



- ・枯死木は周辺道路から一部見える。
- ・出水後、水位が下がるとゴミや腐敗木によって悪臭を発する。
- ・残置樹木が支障となって流木処理が行えない。
- ・管理上の問題として、船舶の通行に支障が生じている。
- ・近接する住民生活環境への影響大
- ・観光資源としての価値低下



3. 基本計画の変更内容

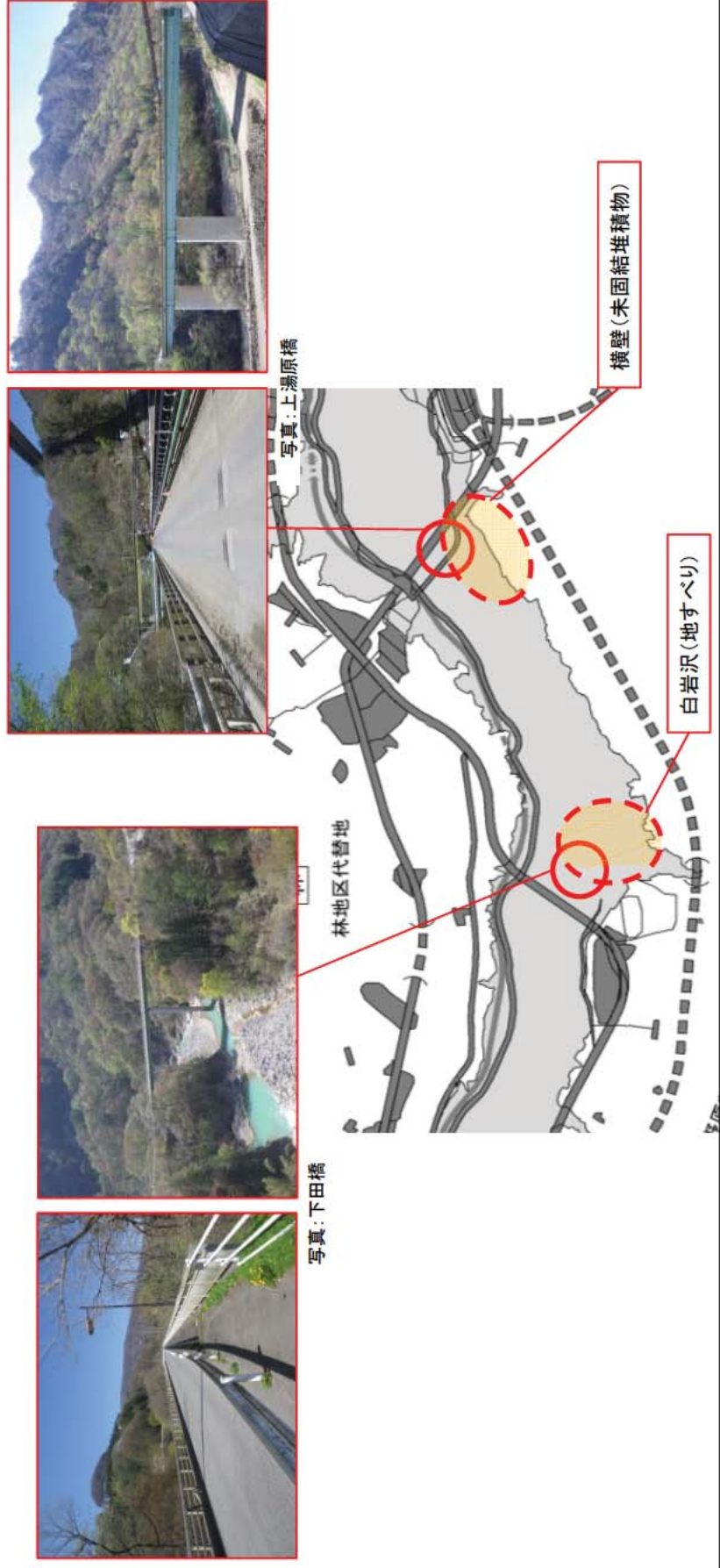
(3) 事業費の主な増要因【12/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(地すべり対策等による水没橋梁の撤去))・・・(約11億円)

存置を予定していた水没する既設橋梁について、地すべり等対策の検討などが進捗し、施工の支障となることが判明したこと等により、橋梁の撤去が必要となりました。

撤去橋梁の概要



3. 基本計画の変更内容

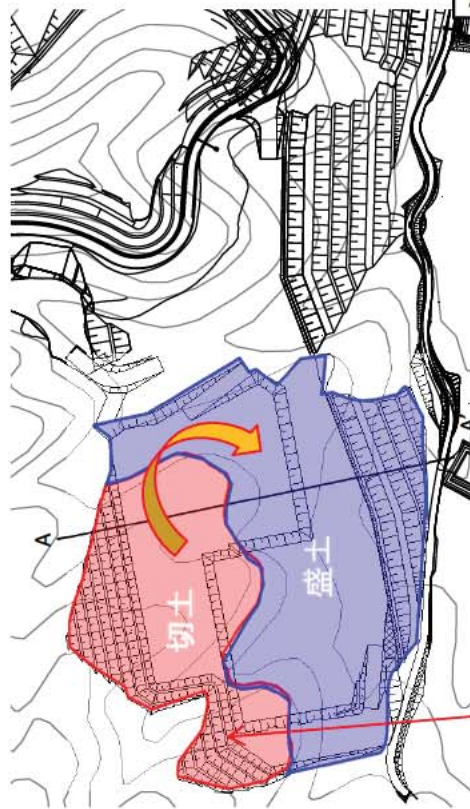
(3)事業費の主な増要因【13/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(骨材プラントヤード基礎地盤の土質改良))・・・(約2億円)

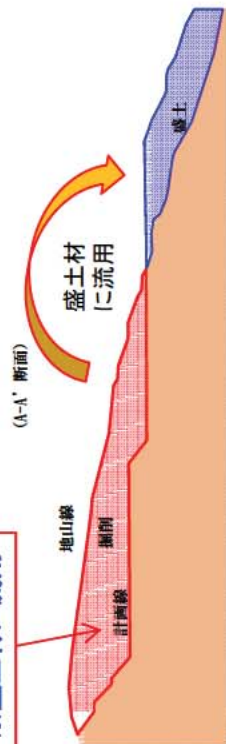
骨材プラントヤードの土地造成については、現地の地山の切土土砂を盛土材として流用することとしていましたが、地山の切土に一部軟弱土が含まれていたため、土質改良が必要となりました。

骨材プラントヤードの土地造成



平面図

土質改良
※盛土材に流用



断面図



骨材プラントヤード空撮



軟弱土の状態



軟弱土に生石灰を混合し土質を改良
(スタビライザを用いた固化剤(生石灰)の混合状況)

切土した土砂に軟弱な土砂が含まれており、土砂の運搬を可能とするため、土質改良を実施し、盛土材に流用

改良目標値 (コーン指数)

改良前: 約200kN/m²※1

改良後: 400kN/m²※2

※1 土地造成において適切な土質改良を行えば使用可能なもの

※2 土地造成においてそのまま使用可能なもの「建設発生土利用マニュアル」より

3. 基本計画の変更内容

(3)事業費の主な増要因【14/25】

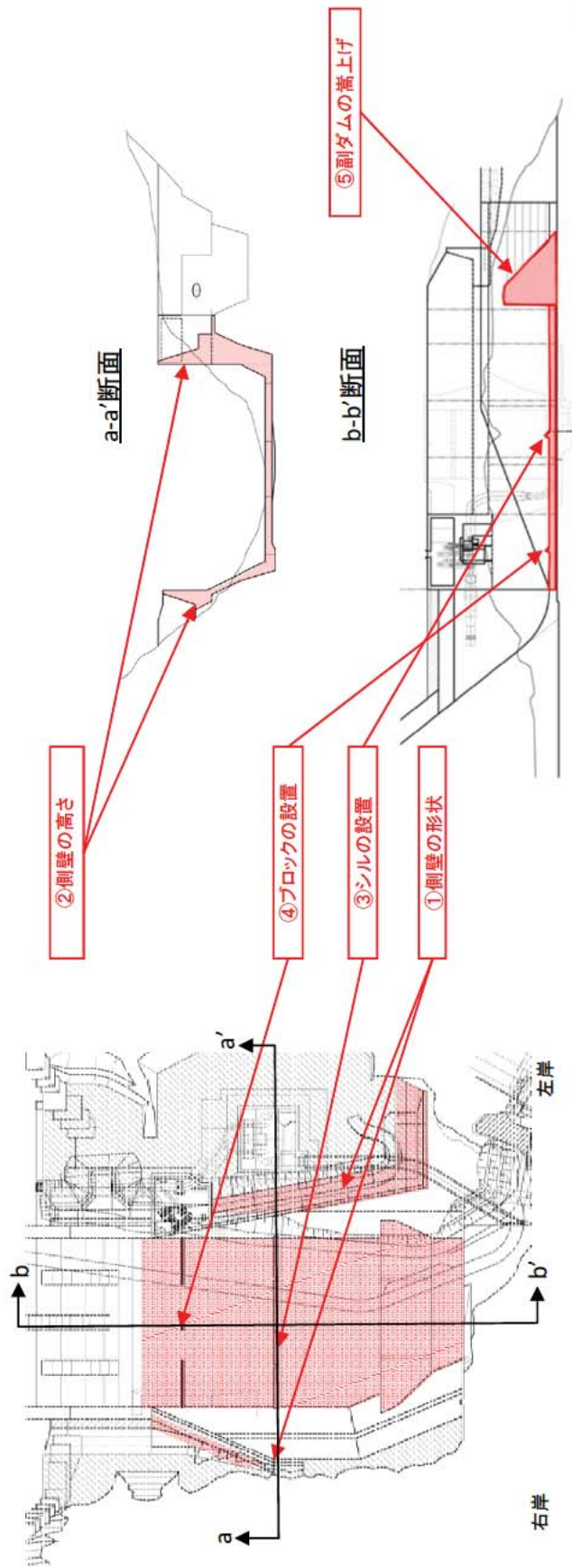
3. 1地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(水理模型実験による減勢工の変更))・・・(約18億円)

水理模型実験により、放流水を減勢させるための構造の検討を進めた結果、減勢工構造の見直しが必要となりました。

○ 減勢工の見直し項目

見直し項目	見直し理由
①側壁の形状	流況の安定を目的とし、逆流域を形成・増大させるため、側壁の形状を斜めに開いた形状とした
②側壁の高さ	放流による浸食を受けない高さで、速い流速での越水を避ける高さ確保した
③シルの設置	流況の安定を目的とし、強制的に跳水を発生させるためのシルを設置した
④ブロックの設置	流況の安定を目的とし、強制的に流れのエネルギーを減勢させるブロックを設置した
⑤副ダムの嵩上げ	流況の安定を目的とし、安定した跳水を発生させるための減勢池水位を確保するために副ダムを嵩上げた



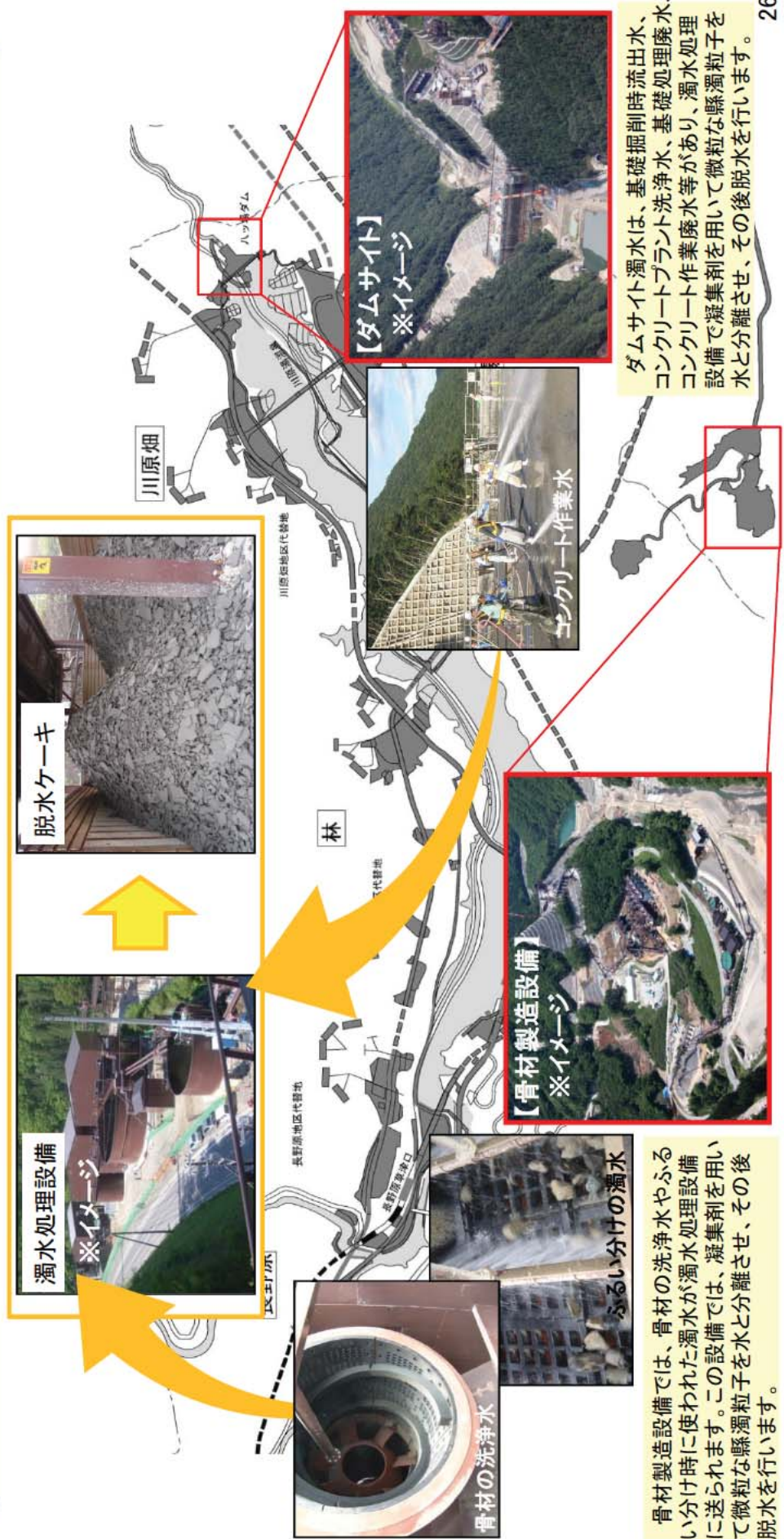
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【15/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(建設副産物(脱水ケーキ)の処分))・・・(約16億円)

ダム本体工事に伴い骨材製造設備及びダムサイト濁水処理設備から発生する建設副産物(脱水ケーキ)については、盛土材への利用を予定していましたが、他ダムにおいて産業廃棄物として処理する割合が高いという実績を踏まえ、ハツ場ダムにおいても環境基準値を超過した場合を想定し、産業廃棄物としての処分費用を計上しました。



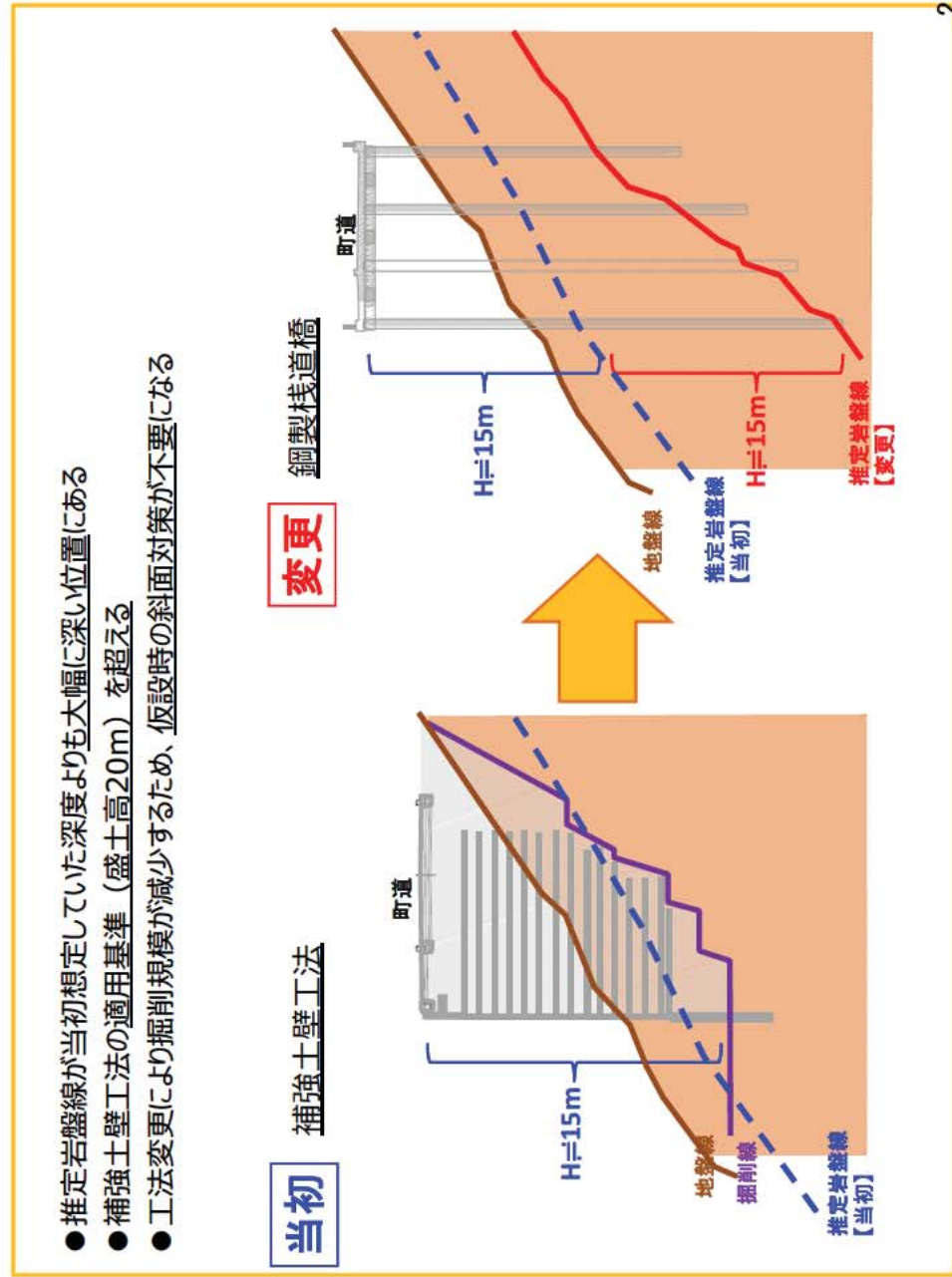
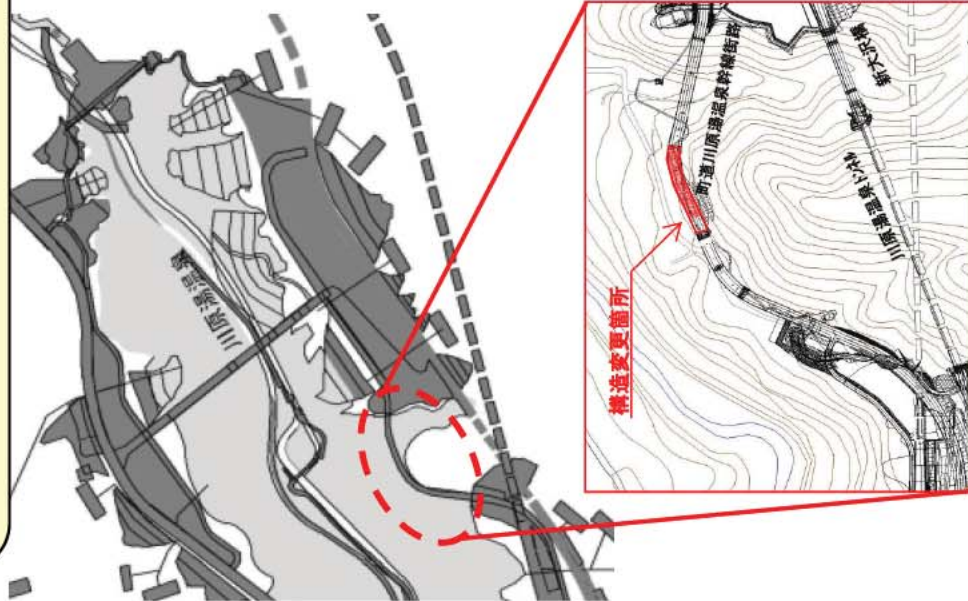
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【16/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(町道工事における現地精査に伴う構造の変更))・・・(約8億円)

付替町道の一部区間において、ボーリングを実施したところ、推定岩盤線の位置が想定より深かったことから、当初計画していた補強土壁工法から、他工法(鋼製栈道橋)に変更しました。



- 推定岩盤線が当初想定していた深度よりも大幅に深い位置にある
- 補強土壁工法の適用基準(盛土高20m)を超える
- 工法変更により掘削規模が減少するため、仮設時の斜面对策が不要になる

3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【17/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(管理設備計画の精査による変更))・・・(約10億円)

現計画では、他ダムの事例を参考にして必要な施設を見込んでいましたが、その後、東日本大震災後に改定された要領等に基づき具体的な検討を行った結果、非常用発電設備の追加等が必要となりました。

【非常用発電設備】

東日本大震災での停電実績を踏まえ、停電の想定期間が3日から7日間に変更となりました。

また、基準に基づく非常用電源設備の増強、及び必要な燃料が確保できる設備に変更となりました。

1台 → 2台



非常用発電機 2台



ゲート設備及びダム管理棟に電力を供給し機能を確保



【放流警報設備】

現地調査及び吾妻川の既往洪水を踏まえた放流警報区間の検討の結果、下流域の沿川住民や河川内利用者等に不聴区間が生じないように警報局の箇所数が増えました。

14局 → 29局

※当初は、主要箇所(支川の合流点等)に放流警報設備を設置する計画でしたが、現地調査の結果、河道沿いに公園や釣り場等の点在が確認されたため、警報範囲を拡充しました。また、周囲に民家が多く騒音問題が懸念される箇所への対策として、スピーカーとサイレンの併用に見直しを行いました。



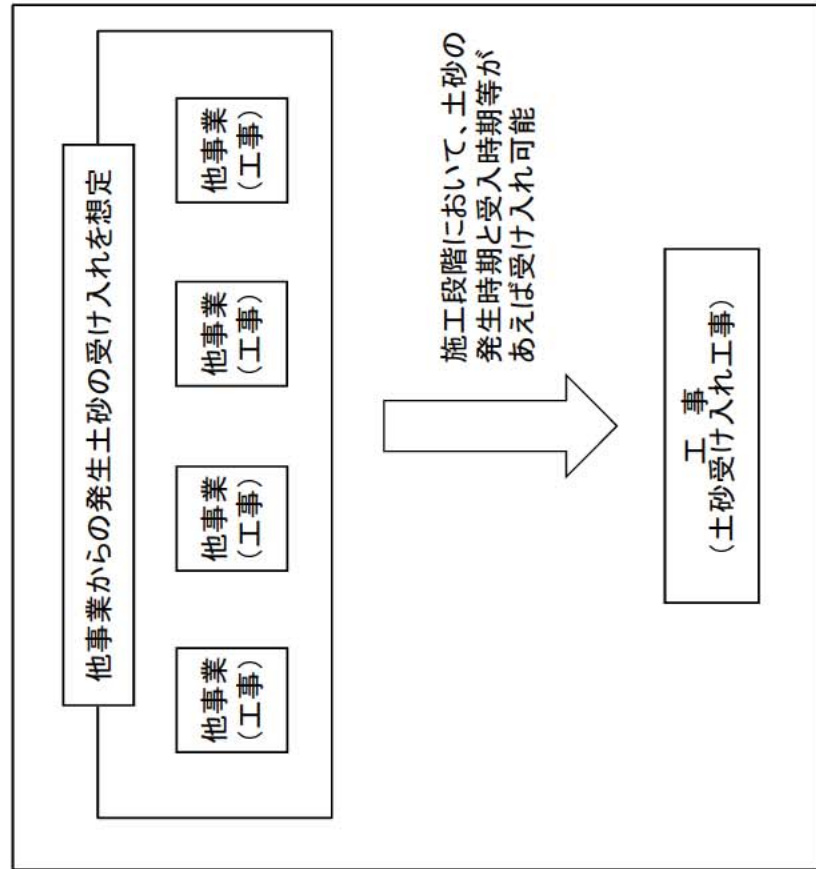
3. 基本計画の変更内容

(3)事業費の主な増要因【18/25】

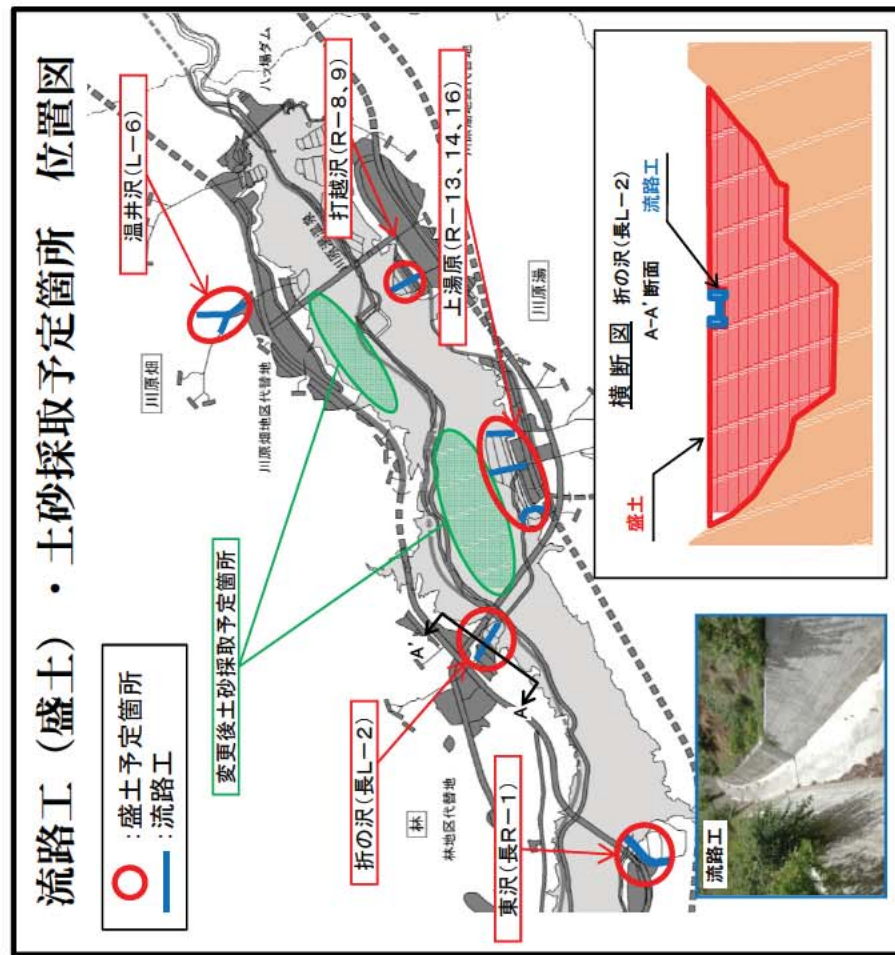
3. 1地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(盛土材調達の見直し))・・・(約41億円)

流路工の盛土材は他事業からの受け入れを想定していましたが、土砂の受け入れ段階において、必要な受土量が確保できなかったため、新たに盛土材の確保(採取、運搬)が必要となりました。



土砂の受け入れのイメージ図



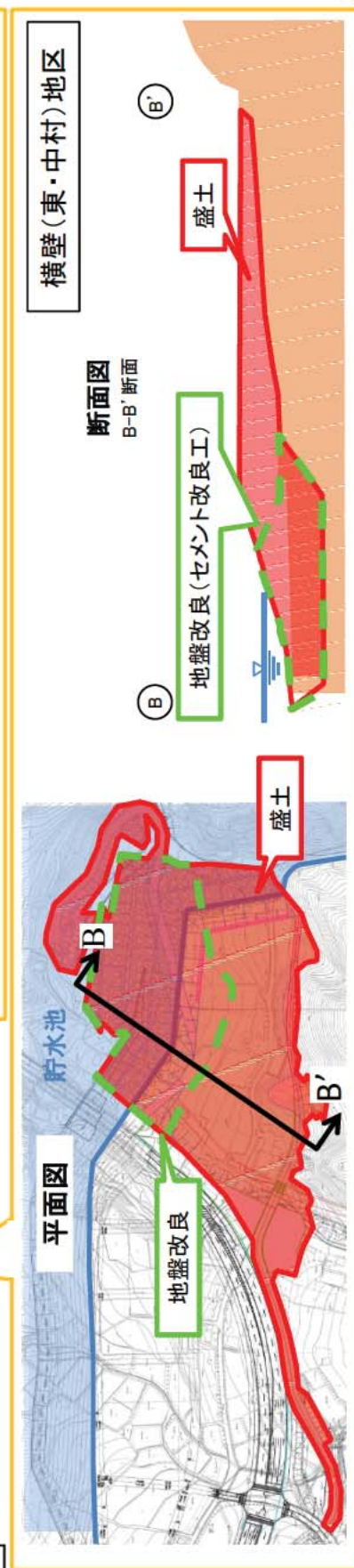
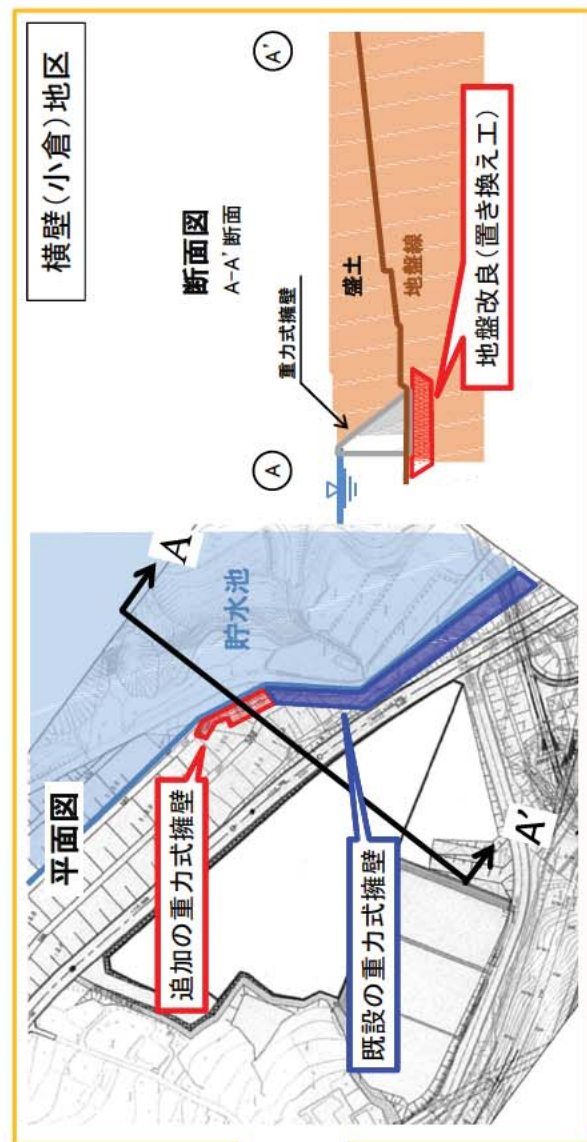
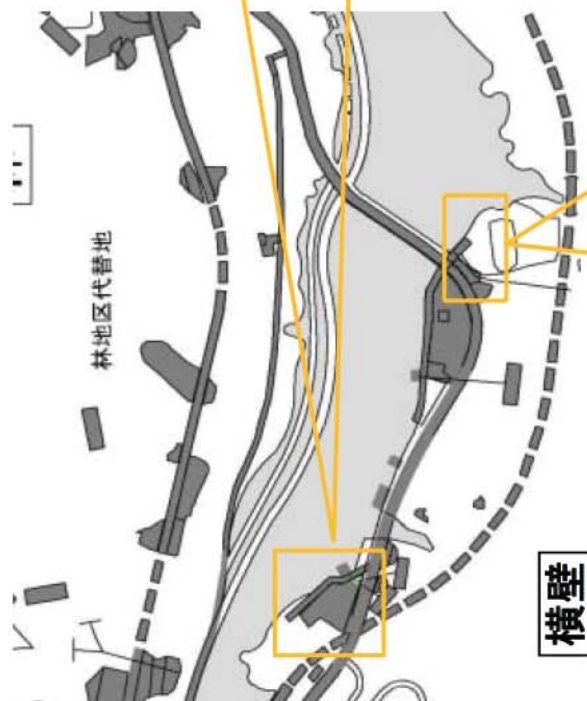
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【19/25】

3. 1 地質条件の明確化等による変更

(現地地質条件の変更等による増(代替地の基盤整備内容の具体化による変更))・・・(約16億円)

代替地地区の基盤整備内容が具体化したことにより、重力式擁壁の延長の増加や地質精査による擁壁基礎の地盤改良(置き換え工)、盛土工法先部の地盤改良(セメント改良工)が必要となりました。

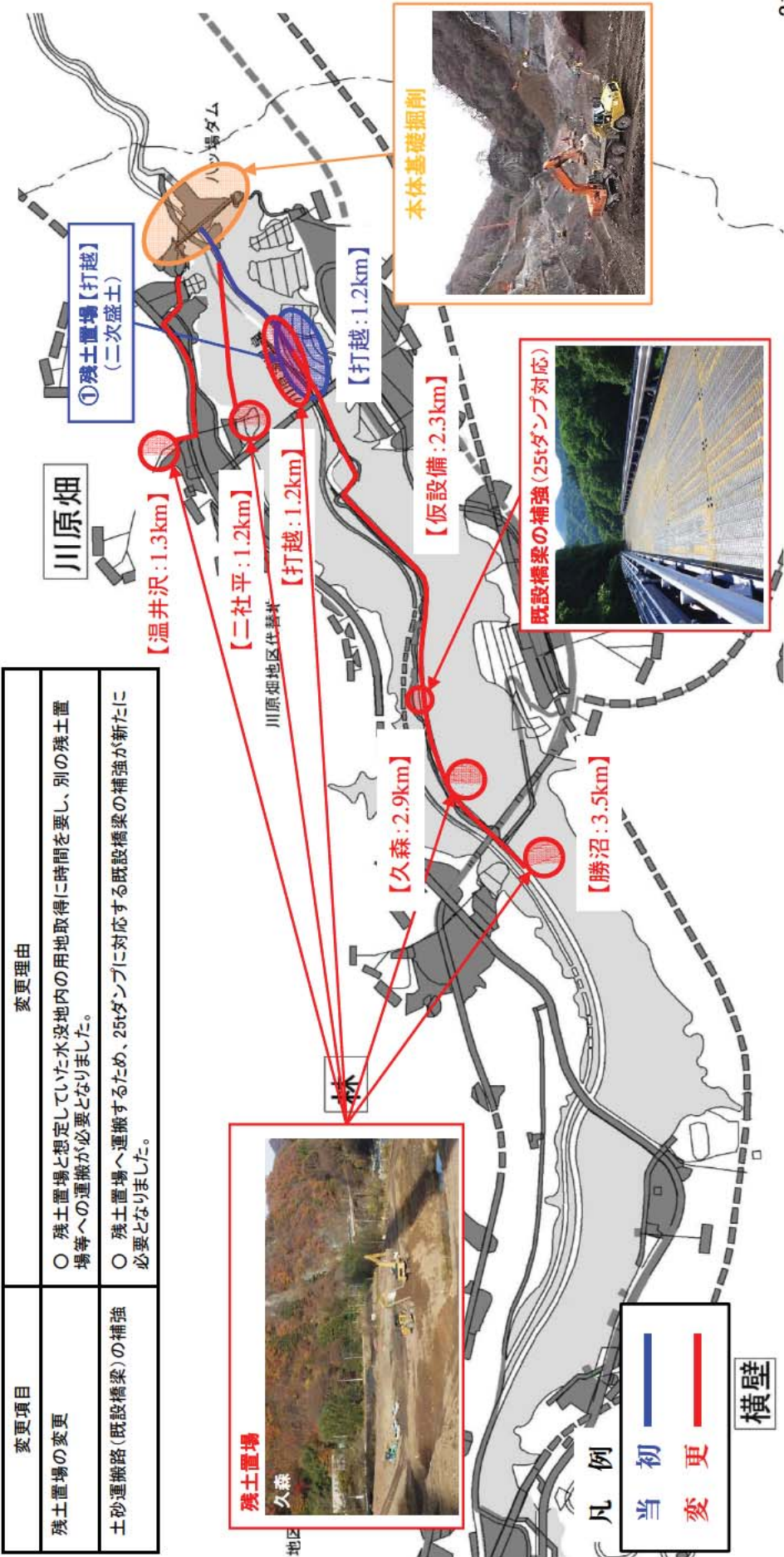


3. 基本計画の変更内容

(3)事業費の主な増要因【20/25】

3. 2用地取得難航等による変更
(用地制約に伴う運搬ルート変更等による増(本体工事における用地交渉に伴う運搬経路の変更))…(約12億円)
想定していた土砂搬出先の用地取得に時間を要したことにより、別の残土置場への運搬及び運搬路整備が必要となりました。

変更項目	変更理由
残土置場の変更	○ 残土置場と想定していた水没地内の用地取得に時間を要し、別の残土置場等への運搬が必要となりました。
土砂運搬路(既設橋梁)の補強	○ 残土置場へ運搬するため、25tダンプに対応する既設橋梁の補強が新たに必要となりました。

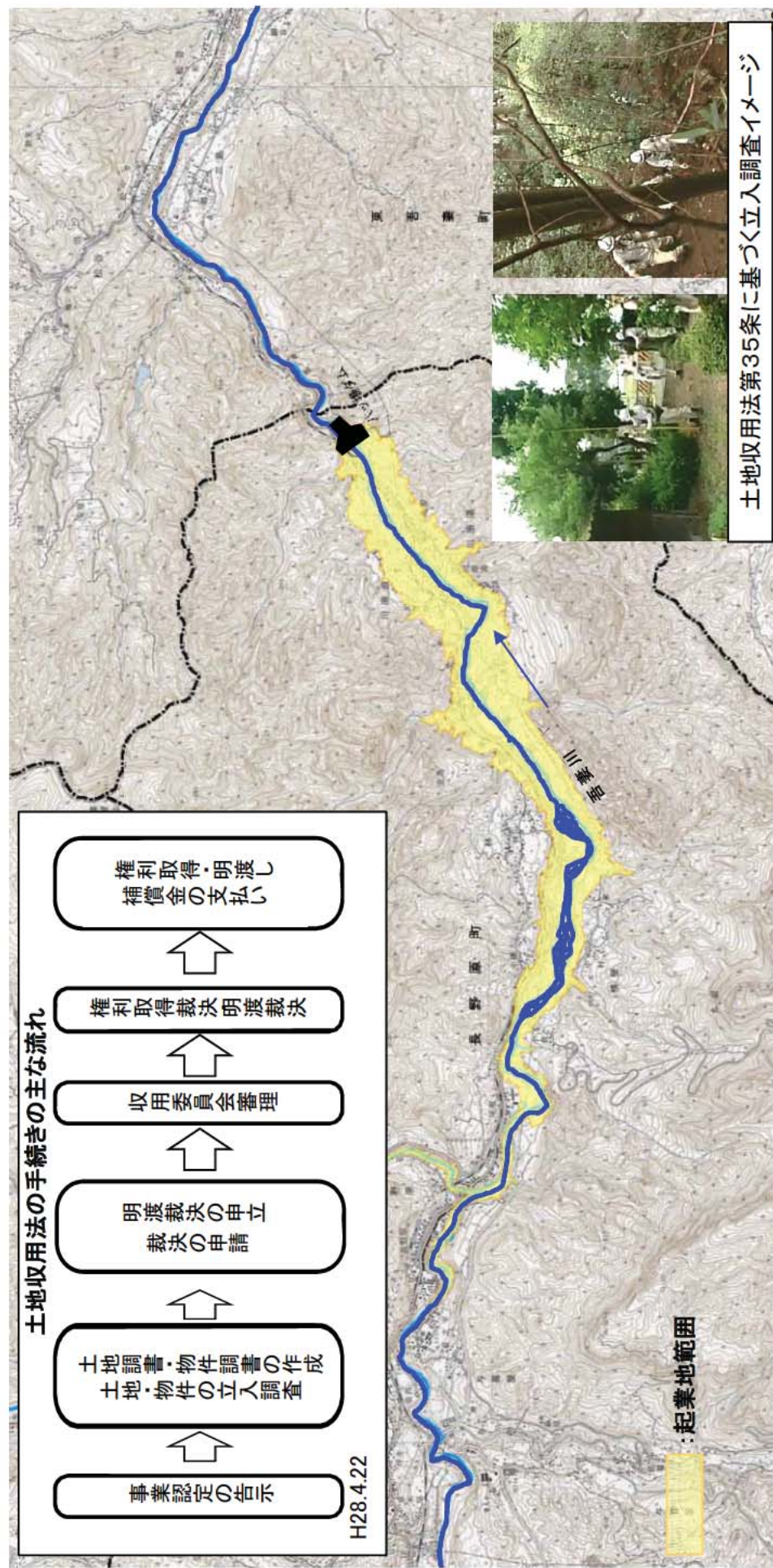


3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【21/25】

3. 2用地取得難航等による変更

(用地制約に伴う運搬ルート変更等による増(用地交渉難航に伴う裁決申請図書作成等))・・・(約0.5億円)
水没地等における未取得用地について、任意協議と並行して適切な時期に収用手続きを進めるため、土地収用法第35条に基づく立入調査(土地測量、立木調査等)、36条に基づく裁決申請図書の作成が必要となりました。

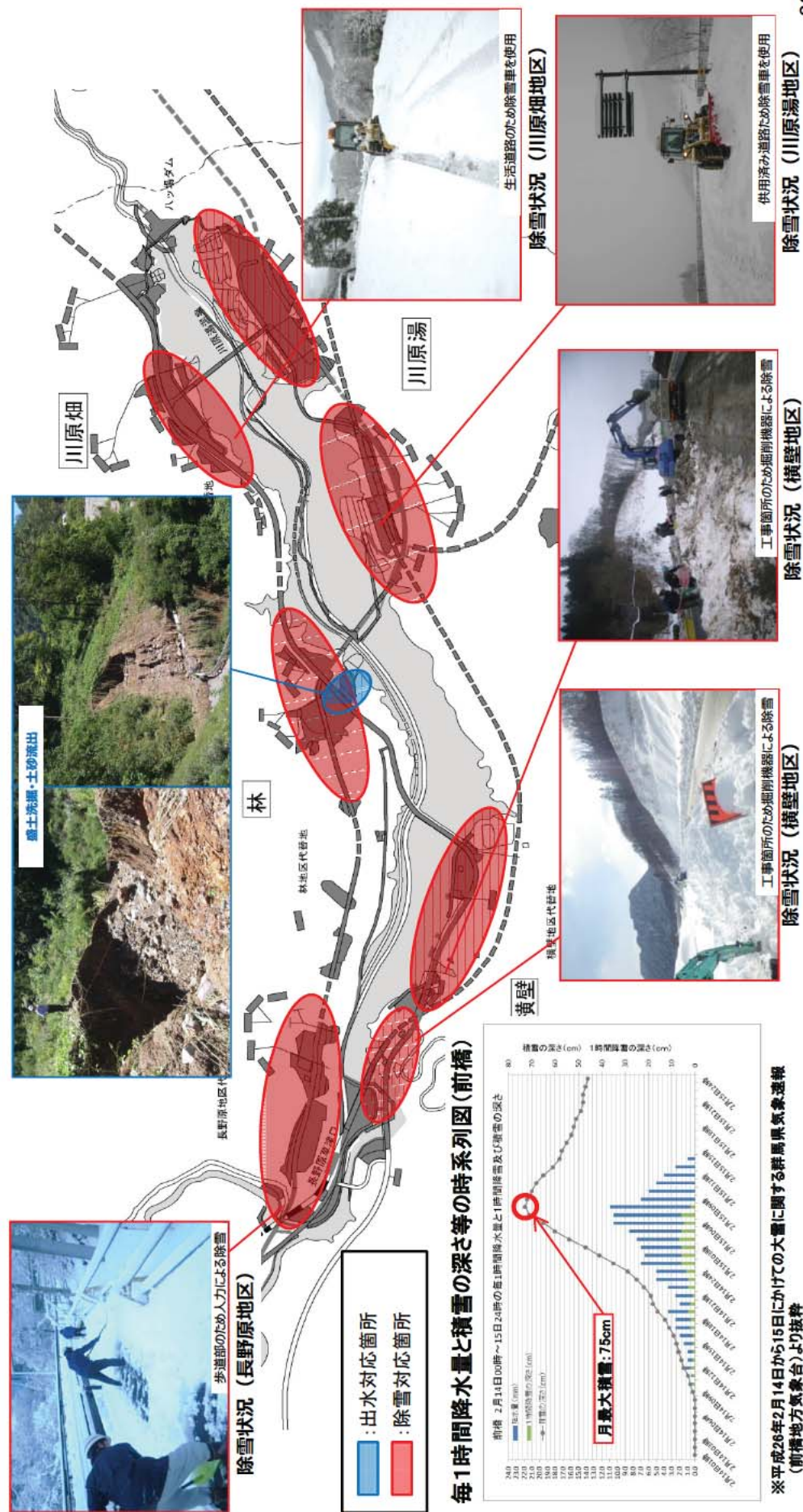


3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【22/25】

4. 1 洪水や大雪対応による変更(今後の洪水や大雪対応等による増)・・・(約8億円)

自然災害により、工事現場等の復旧が必要となった実績を踏まえ、今後の自然災害の発生を想定し、復旧費用を計上しました。



3. 基本計画の変更内容

(3)事業費の主な増要因【23/25】

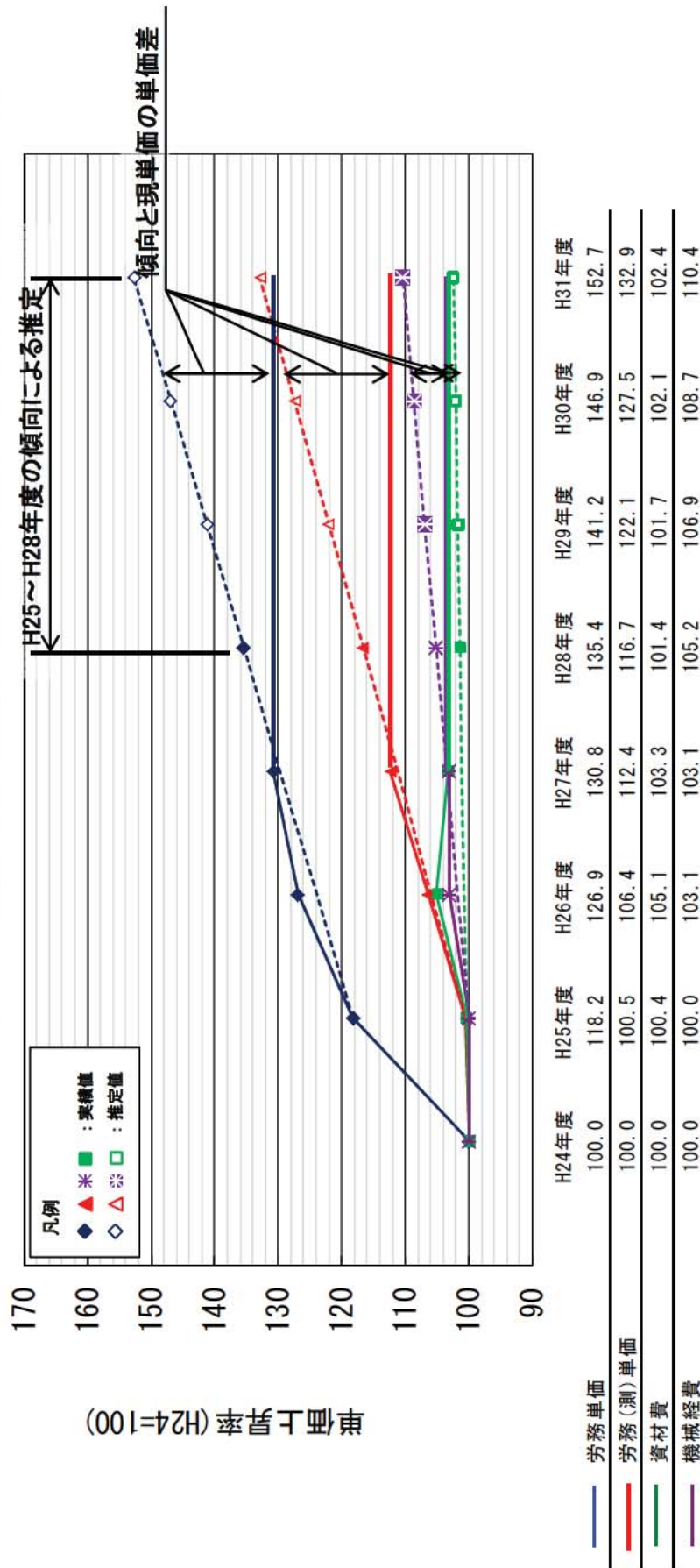
5. 1 公共工事関連単価の変化等(公共工事関連連単価の変化)・・・(約212億円)

現事業費は、第4回基本計画変更時の単価^(注1)をもとに算定しています。新事業費(案)については、その後、平成25年度以降の変動を踏まえた費用を事業費に計上しています。^(注2)

また、平成25年度～平成28年度の傾向から、平成28年度以降の単価の変動を推定し、今後に備えるための費用を事業費に計上しました。

■年度別単価上昇率(労務、資材、機械経費等)

実線部：H28年度以降はH27年度単価
点線部：H28年度は実績単価、H29年度以降はH25～H28年度の傾向による推定



注1: 第4回基本計画変更時の単価は、ダム検証時に算定した平成22年度単価を採用している。

注2: 平成22年度から平成24年度までは大きな単価の変動が生じていなかったため、平成24年度単価を基準として算出を行った。

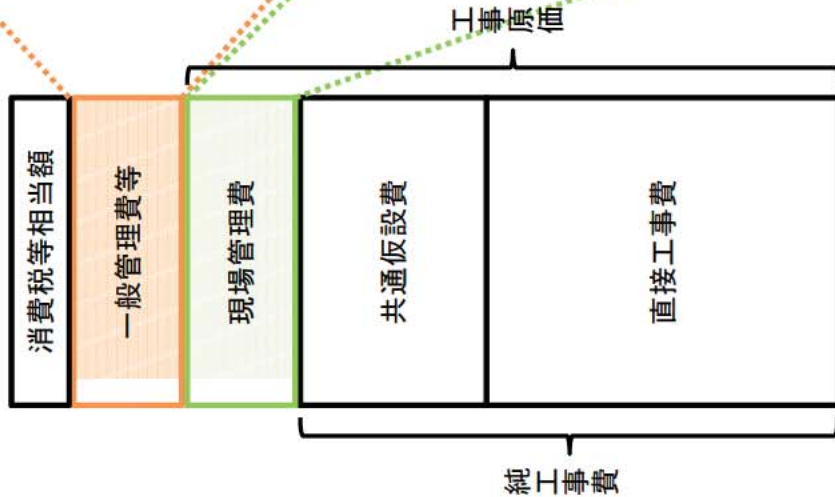
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【24/25】

5. 1 公共工事関連単価の変化等（一般管理費等の改定による変更）・・・（約21億円）

平成27年度の国土交通省土木工事積算基準等の改定により、一般管理費等率が約20%、現場管理費率が5%、設計業務委託等の諸経費が約5%増加しました。平成27年度以降の工事等に改定後の積算基準を反映させたことによる増額が生じました。

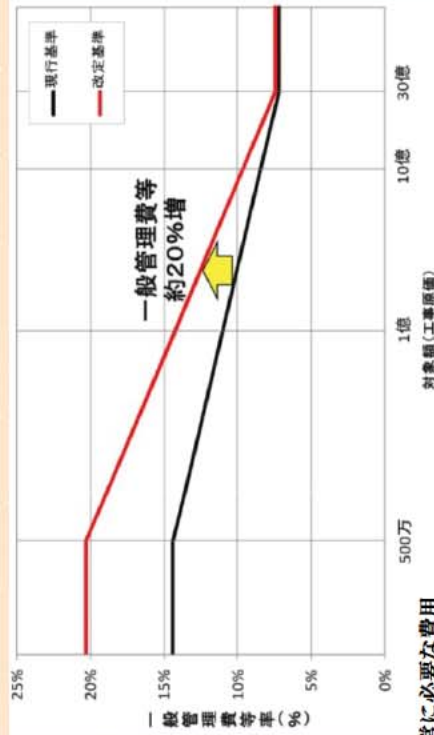
工事費用の基本構成
(イメージ図)



一般管理費等^{※1}の改定

人材育成・確保等の必要性を踏まえ、適切な利潤を確保するため、一般管理費等率が改定されました。

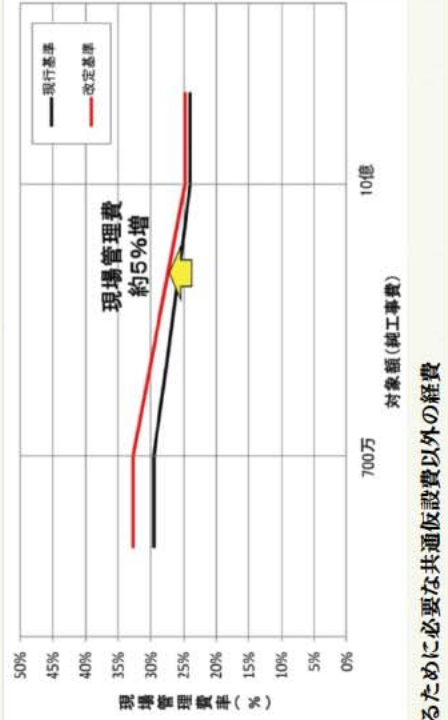
※1：一般管理費等：工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用



現場管理費^{※2}の改定

一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費（外注する際の一般管理費等）についても合わせて改定されました。

※2：現場管理費：工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費



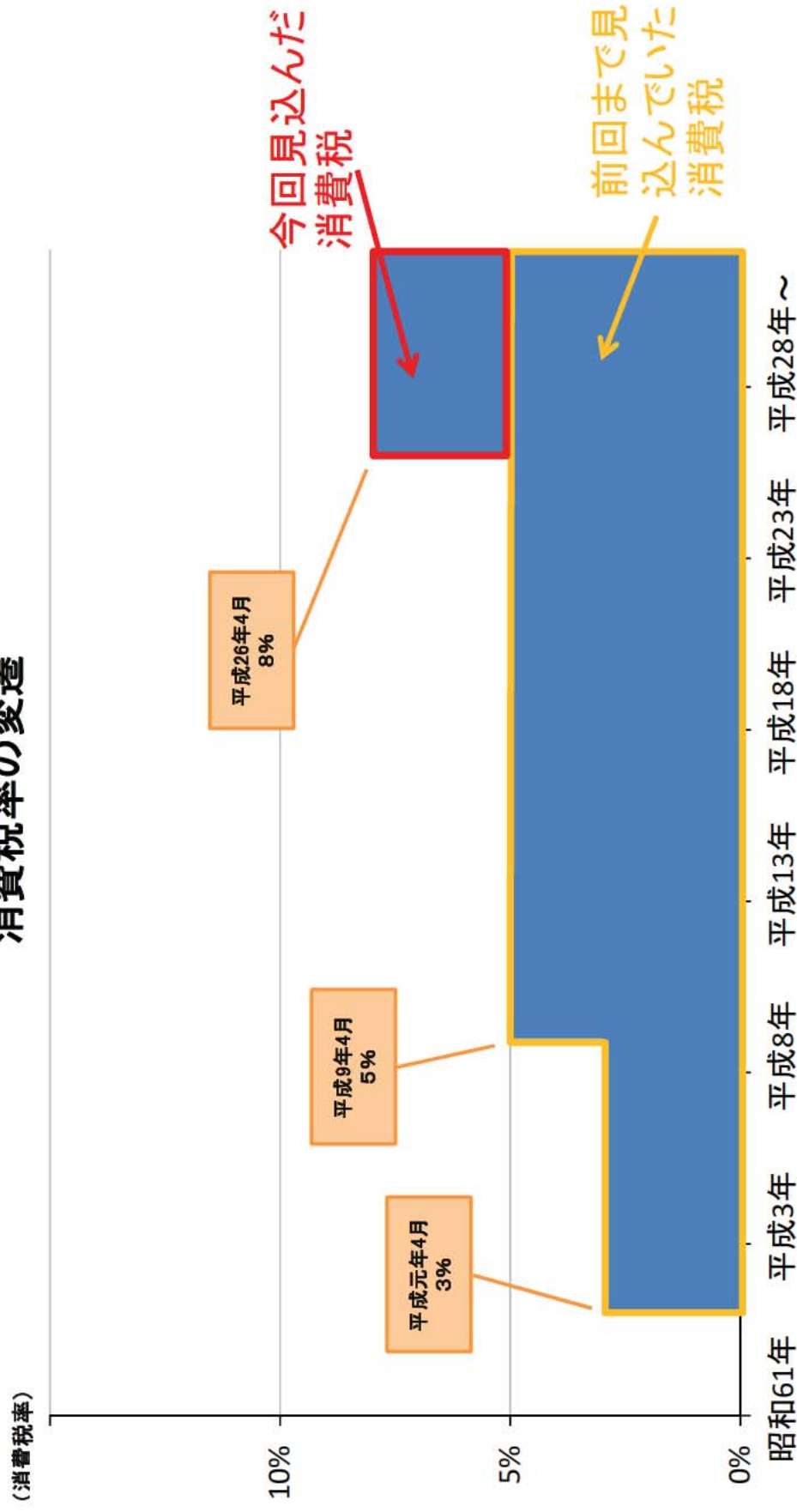
3. 基本計画の変更内容

(3) 事業費の主な増要因【25/25】

5. 2消費税率の変更…(約32億円)

現事業費は消費税5%を考慮したものでしたが、平成26年4月以降については、8%に変更しました。

消費税率の変遷



3. 基本計画の変更内容

(4)コスト縮減の取り組み【1/6】

新事業費(案)の増額720億円は、今後実施予定の約76億円のコスト縮減を見込んだ上での額です。

コスト縮減の取り組み

単位:億円

縮減内容	縮減額
1. 工事の設計・施工等の見直しに係る縮減	▲ 7
1. 1 本体工事のための工事用道路の幅員等見直しによる減	▲ 4
1. 2 他事業の建設発生土を盛土材料に有効活用することによる減	▲ 3
2. 管理計画等の見直しに係る縮減	▲ 22
2. 1 貯水池内伐採を選択伐採とし、伐採範囲を縮小したことによる減	▲ 12
2. 2 水没区間の旧鉄道施設のバラスト撤去費用の取り止めによる減	▲ 10
3. 調査・設計等の精度向上に係る縮減	▲ 47
3. 1 地質調査等の精度向上に伴う貯水池周辺における地すべり等の対策の減	▲ 47
合 計	▲ 76

※合計については、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

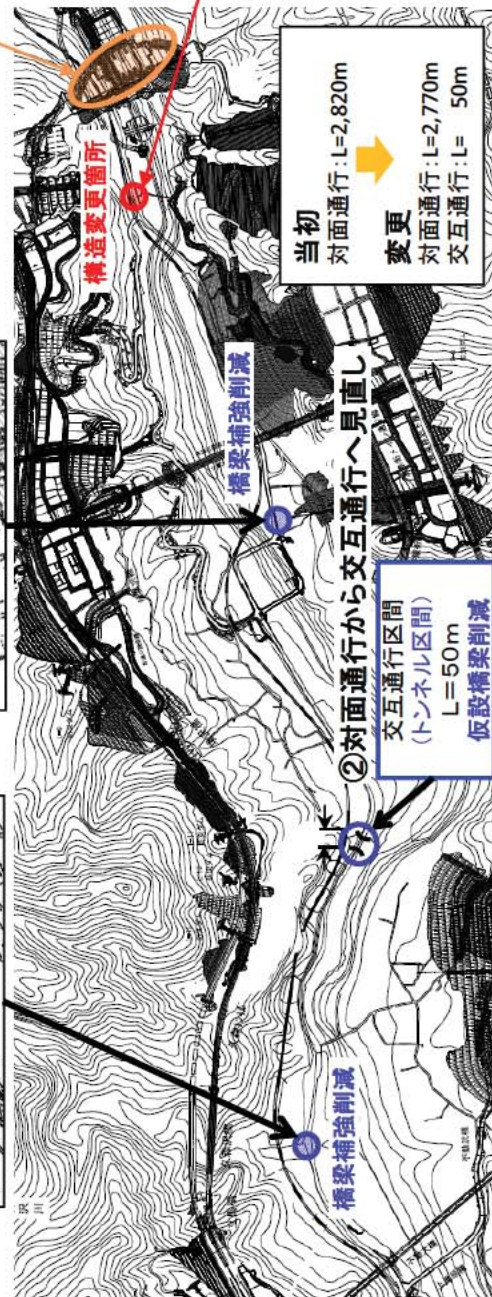
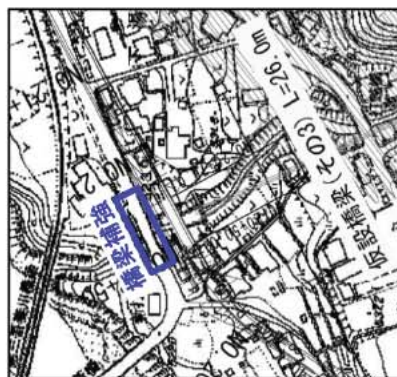
3. 基本計画の変更内容

(4)コスト縮減の取り組み【2/6】

1. 1工事の設計・施工等の見直しに係る縮減 (本体工事のための工事用道路の幅員等見直しによる減)・・・(約▲4億円)

ダム本体の掘削残土や地すべり対策などの工事用道路において、大型ダンプ(25t及び40t)の対面通行ができる道路拡幅を計画していましたが、施工計画を照査(実車と空車の通行区分け等)し、①橋梁補強箇所の削減、②対面通行から交互通行へ見直し、③仮設橋梁の構造変更を図ることにより、コスト縮減を図ることにしました。

①橋梁補強箇所の削減



③仮設橋梁の構造変更



※ 既存の橋梁をコンクリートで固め補強

3. 基本計画の変更内容

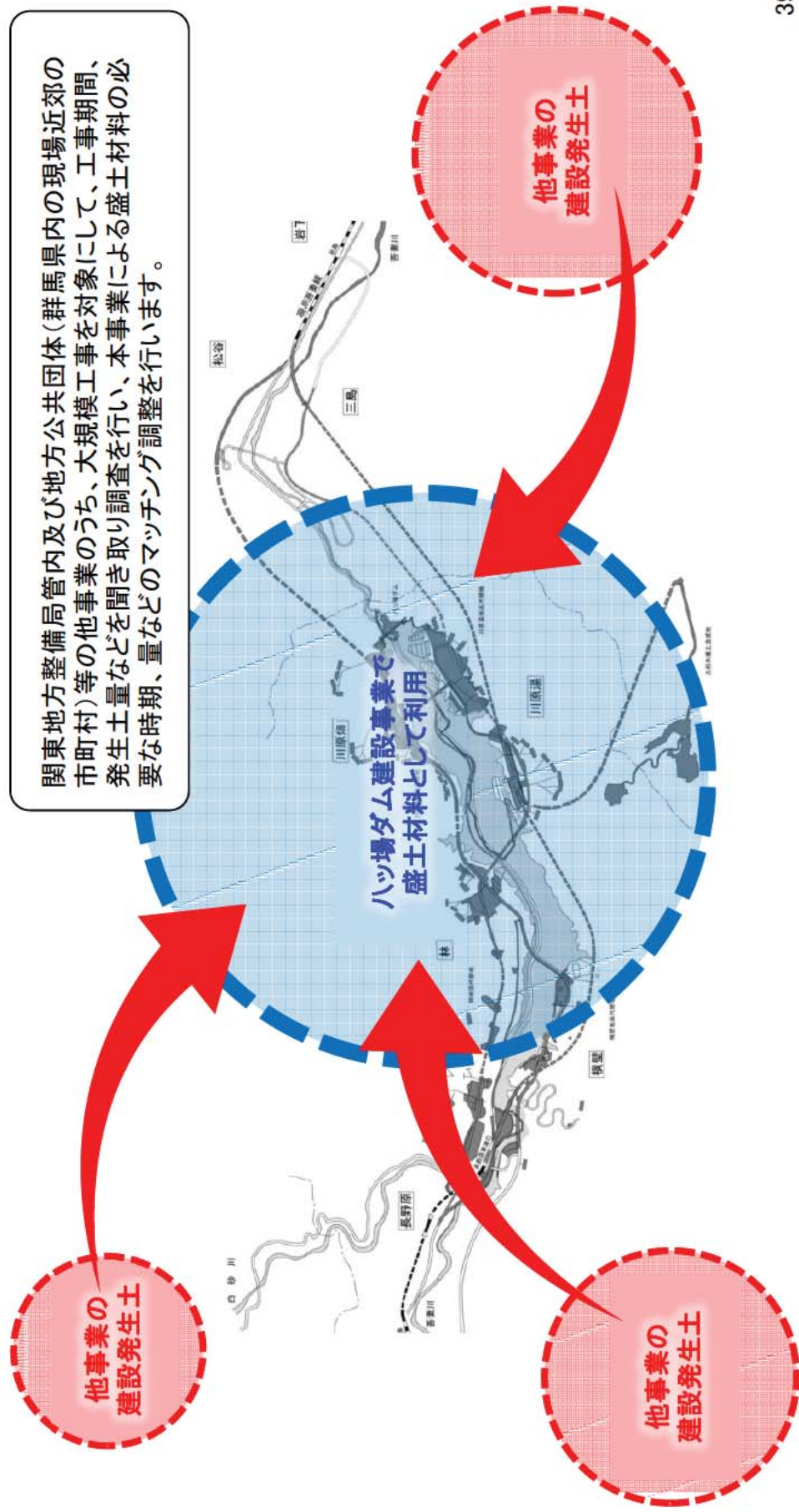
(4)コスト縮減の取り組み【3/6】

1. 2工事の設計・施工等の見直しに係る縮減

(他事業の建設発生土を盛土材料に有効活用することによる減)・・・(約▲3億円)

盛土材料を現場内採取で賄うこととしてまいりましたが、関東地方整備局管内の他事業等の建設発生土を本工事現場に搬入してもらおうように他事業と調達時期等についての調整を進め、土砂採取・運搬経費等の縮減を図ることとしました。

関東地方整備局管内及び地方公共団体(群馬県内の現場近郊の市町村)等の他事業のうち、大規模工事を対象にして、工事期間、発生土量などを聞き取り調査を行い、本事業による盛土材料の必要な時期、量などのマッチング調整を行います。



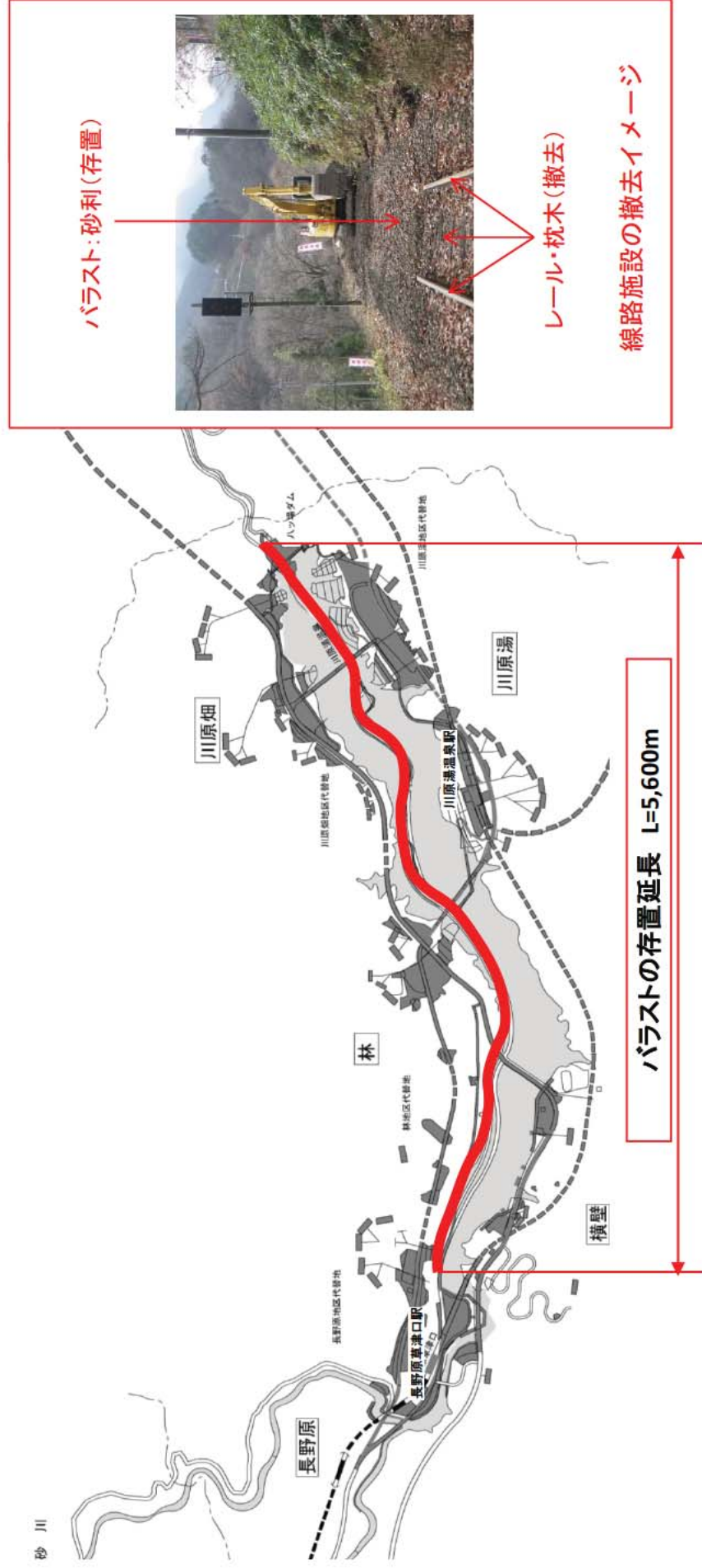
3. 基本計画の変更内容

(4)コスト縮減の取り組み【5/6】

2. 2管理計画等の見直しに係る縮減

(水没区間の旧鉄道施設のバラスト撤去費用の取り止めによる減)・・・(約▲10億円)

水没区間の旧鉄道施設は全撤去する計画でしたが、線路施設の取り扱いについて、環境調査結果及び、関係機関等と調整を踏まえ、バラストを存置し、コスト縮減を図ることにしました。

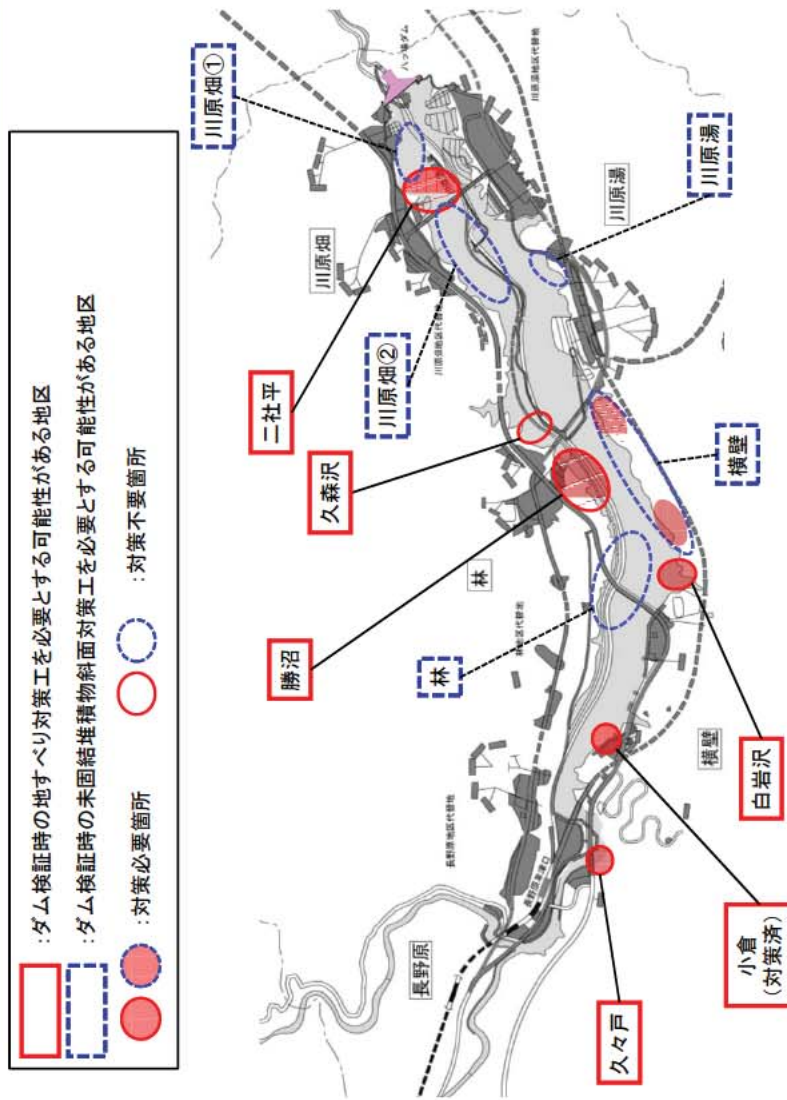


3. 基本計画の変更内容

(4)コスト縮減の取り組み【6/6】

3. 1 調査・設計等の精度向上に係る縮減 (地質調査等の精度向上に伴う貯水)

貯水池周辺の地すべり等対策において、平成21年に定められた新たな技術指針※に基づき、ダム検証時では1箇所(うち1箇所対策済)が対策を必要とする可能性のある箇所としていました。その後、平成25年度から専門家の意見を聴きながら地すべり等対策の必要な調査等を進めた結果、対策箇所を6箇所(うち1箇所対策済)に限定しました。



○新たな指針※の主な内容

- 1 航空レーザー測量による地形判読の精度向上
- 2 高品質ボーリングによるすべり面判定の精度向上
- 3 浸透流解析による間隙水圧の残留率の精度向上

※ 新たな指針：「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)・同解説」平成21年7月国土交通省河川局治水課

○地滑以検討・対策箇所一覽

要因別	種別	地区名	対策工法 (家)
理計画で 見込んでいる地 区	地すべり	二社平(川原畑)	擁土工 押さえ盛土工
	地すべり	勝沼(林)	擁土工 押さえ盛土工
	地すべり	小倉(横壁)	擁土工 押さえ盛土工 鋼管杭工
	地すべり	白岩沢(横壁)	擁土工 押さえ盛土工
	地すべり	久森沢(林)	擁土工 押さえ盛土工
	地すべり	久々戸(長野原)	擁土工 押さえ盛土工
指針(案)に基づく 点検の結果 追加された地区	朱園結堆積物	川原畑①	擁土工 押さえ盛土工
	朱園結堆積物	川原畑②	擁土工 押さえ盛土工
	朱園結堆積物	川原畑	擁土工 押さえ盛土工
	朱園結堆積物	横壁	擁土工 押さえ盛土工
地すべり等対策	朱園結堆積物	林	擁土工 押さえ盛土工

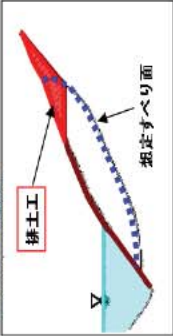
↑ 詳細検討

ダム検証時の地すべりの可能性がある
対策必要箇所11箇所

精査結果後の対策必要箇所
6箇所(小倉対策所)を
事業費に見込む

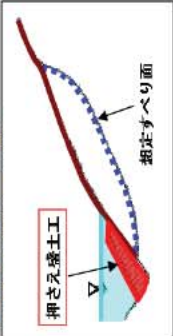
策(イメーシ)図

地すべり土塊の頭部の荷重を除去することにより地すべりの滑動力を低減させ、地すべりを防止



排土工(イメージ図)

地すべり土塊の末端部に盛土を行うことにより、地すべり滑動力に抵抗する力を増加させ、地すべりを防止



押元盛土工(イメージ図)

